

## 第 8 章 包括外部監査の結果－私債権

### 第 1 住宅新築資金等貸付金

#### 1 監査対象部署

人権推進課

#### 2 監査対象債権の概要

- (1) 住宅新築資金等貸付金は、住宅新築資金等貸付条例に基づいて、対象地域（地域改善対策特別措置法 1 条に規定する対象地域）の環境の整備改善を図るため、対象地域の住民の住宅の新築、購入若しくは改修又は住宅の用に供する土地の取得に要する資金を貸し付けるものである。

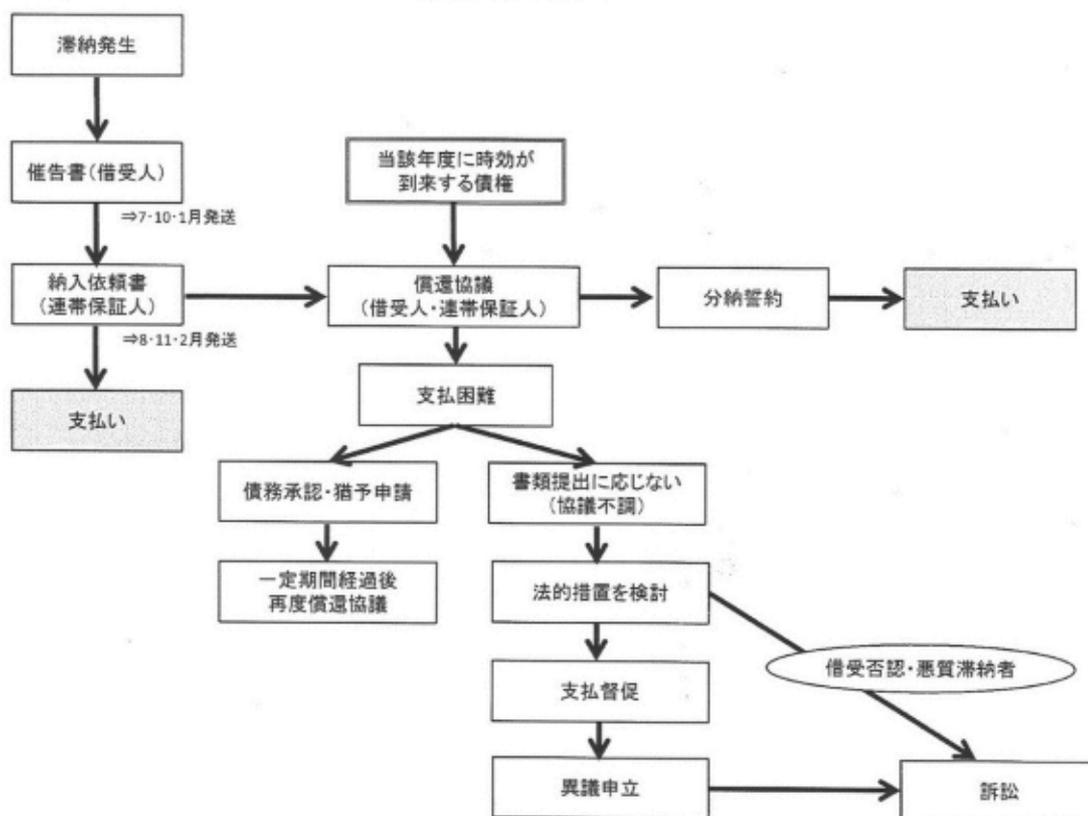
平成 8 年度に貸付けは終了しており、現在は債権の徴収のみを行っている。

このほか、同じく対象地域の住民に生活改善資金、技能修得資金、住宅補修資金、結婚支度資金、環境改善資金として貸し付けられていた債権があり、これらも住宅新築資金等貸付金として合わせて管理されている。

- (2) 住宅新築資金等貸付金について、貸付けの内容により 1 人又は複数人の連帯保証人を徴求しており、事案によっては連帯債務者も徴求している。
- (3) 人権推進課で債権管理において主に参照している法令等は、債権管理条例、住宅新築資金等貸付条例、債権管理条例施行規則、住宅新築資金等貸付条例施行規則、住宅新築資金等貸付金償還猶予・免除規則、住宅新築資金等貸付金償還金滞納整理要綱である。
- (4) 債権管理事務の執行に関するフローは、**人権推進課資料 1**のとおりである。

人権推進課資料 1 (人権推進課提供)

滞納整理事務フロー



3 平成27年度から平成29年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
調定額	現年	6,938,856	5,737,804	4,071,917
	繰越	1,869,160,578	1,830,439,653	1,763,256,724
	合計	1,876,099,434	1,836,177,457	1,767,328,641
収入額	現年	4,565,747	3,607,174	1,896,871
	繰越	24,223,479	26,943,872	20,721,918
	合計	28,789,226	30,551,046	22,618,789
収入未済額	現年	2,373,109	2,130,630	2,175,046
	繰越	1,828,066,544	1,761,126,094	1,736,146,230
	合計	1,830,439,653	1,763,256,724	1,738,321,276
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	16,870,555	42,369,687	6,388,576
	合計	16,870,555	42,369,687	6,388,576

## 4 指摘・意見

### (1) 債権管理台帳

#### 意見 44・人権推進課

住宅新築資金等貸付金は、その債権管理に必要な情報を1つの債権管理台帳に集約し、統一的に管理することが望ましい。

#### (事実)

紙媒体の滞納整理票を債権管理台帳としているが、各債務者の残債務額の管理は、住宅新築資金等貸付金償還システムで行い、また、各債務者の時効管理は、さらに別の Excel ファイルで行っている。

#### (理由)

債権管理に必要な情報が債権管理台帳に集約されていなければ、当該情報へのアクセスに時間を要する等、非効率的であるし、また、当該情報が分散化し、ミスが生じやすい状況になり得る。

### (2) 督促

#### 指摘 91・人権推進課

納期限までに納付されない場合には、納期限後 20 日以内に督促すべきである。また、督促後も納付されない場合には、定期的に催告すべきである。さらに、督促後、少なくとも 1 年を経過してもなお納付されない場合には、保証人に対して催告すべきである。

#### (事実)

人権推進課では、平成 29 年度中に納期限が到来した債権の滞納者に対して 1 件も督促していない。

また、年 3 回（7 月、10 月、1 月）、滞納者に対して催告する運用にしているが、全滞納者の半数程度も催告できていない。また、滞納者の保証人に対する催告も滞納者と同様の運用にしているが、全保証人に催告できていない。

#### (理由)

督促は、「納期限後 20 日まで」に行わなければならない（自治令 171 条、債権管理条例 5 条、同施行規則 3 条 1 項）。督促にもかかわらず納付されない場合には、定期的に催告を行うことが徴収上有効である。また、督促後、少なくとも 1 年を経過してもなお納付されない場合には、保証人に対して催告しなければならない

(自治令 171 条の 2, 債権管理条例 7 条 1 号, 同施行規則 4 条)。

### (3) 財産調査

#### **意見 45・人権推進課**

**滞納者の同意に基づき, 滞納者の資産・負債, 収入・支出等の調査を徹底するのが望ましい。**

#### **(事実)**

分納誓約書や債務承認書, 償還猶予申請書(人権推進課資料 2)において, 滞納者の資産・負債, 収入・支出等を調査することの同意を得ているが, 実際に調査されたことがない。

#### **(理由)**

滞納者の資産・負債, 収入・支出等を調査しなければ, 滞納者の支払能力や強制執行可能な財産を把握できず, 履行延期の特約(自治令 171 条の 6, 債権管理条例 11 条)をすべきか, 訴訟手続等の法的措置をとるべきか(自治令 171 条の 2, 債権管理条例 7 条)等, 債権管理の方針が決定できない。

## 人権推進課資料 2（人権推進課提供）

### 住宅新築資金等貸付金償還猶予申請書

平成 年 月 日

岡山市長 大 森 雅 夫 様

住 所

氏 名

◎

電 話

私は、岡山市住宅新築資金等貸付金について、下記 1 の債務を有しておりますが、その償還について、下記 2 のとおり償還の猶予を受けたいので申請します。

なお、償還猶予期間経過後は、直ちに償還金の納入を再開いたします。

#### 記

#### 1 貸付債務

貸付種別	貸付金額	契約締結年月日	滞納償還金	備考
資金	万円	年 月 日	円	
資金	万円	年 月 日	円	
資金	万円	年 月 日	円	

#### 2 償還猶予内容

償還猶予期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
償還猶予金額	金 円
猶 予 理 由	1.収入が少ないため ・理由
	2.他の支払いが多いため ・理由
	3.生活保護受給中
	4.その他

#### 3 個人情報調査同意

私は、上記債務の回収に関し、岡山市が行う次の調査に同意します。

- (1) 市区町村における住民税等の課税状況、生活保護の状況に関する調査
- (2) 岡山市における上記債務以外の債務状況に関する調査
- (3) 金融機関における取引状況に関する調査
- (4) 生命保険の加入状況に関する調査

#### (4) 法的措置（訴訟手続等）

##### 指摘 92・人権推進課

督促後、少なくとも1年を経過してもなお納付されないときは、徴収停止（自治令 171 条の 5、債権管理条例 10 条）又は履行延

期の特約（自治令 171 条の 6，債権管理条例 11 条）その他特別の事情があると認める場合を除き，連帯保証人に対する請求や担保不動産競売申立て等を行い，それでもなお納付されなければ，訴訟手続等の法的措置（自治令 171 条の 2，債権管理条例 7 条，同施行規則 4 条）をすべきである。

**（事実）**

平成 29 年度に支払督促を申し立てたのは 7 件である。その他については，訴訟手続等の法的措置をとっていない。また，抵当権を設定しているにもかかわらず，平成 24 年度に当該抵当権を設定した不動産の登記情報を確認しただけで，その後は確認していない。

**（理由）**

督促後，少なくとも 1 年を経過してもなお納付されない場合には，徴収停止又は履行延期の特約その他特別の事情があると認める場合でない限り，連帯保証人に対する請求や担保不動産競売申立て等を行い，それでもなお納付されなければ，訴訟手続等の法的措置をとらなければならない。

**(5) 履行期限の繰上げ**

**意見 46・人権推進課**

滞納者に対する履行期限の繰上げを検討することが望ましい。

**（事実）**

滞納者に対する履行期限の繰上げは，平成 13 年 8 月 31 日に行われて以降，1 件もなされていない。

**（理由）**

「貸付金の償還を怠ったとき」(住宅新築資金等貸付条例 6 条 2 号) に該当する場合には，履行期限を繰上げ，一括償還を請求することができる。

**■住宅新築資金等貸付条例**

**第 6 条** 市長は，貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは，償還期限前に借受人に対し貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

- (1) (省略)
- (2) 貸付金の償還を怠ったとき
- (3) (以下省略)

## (6) 分納誓約

### 指摘 93・人権推進課

分納誓約は、必ず、滞納者の資産・負債、収入・支出等の状況を具体的に把握した上で、その裏付けとなる資料の提出を求め、分割納付が客観的・合理的にみてやむを得ないといえるか否かを検討すべきである。

#### (事実)

人権推進課では、毎月の納付額が 1,000 円で、完納までに 100 年以上かかる分納誓約があった。

#### (理由)

滞納者が経済的な理由で一括納付が困難な場合、まず履行延期の特約（自治令 171 条の 6、債権管理条例 11 条）等が検討されるべきである。仮に徴収上有利であるとしても、分納誓約は、「履行延期の特約等と異なり履行期限を延長するものではなく、あくまでも返済計画に則った返済の継続を条件として、事実上強制執行等の手続を猶予」するものであるが、「安易に運用することは、健全な財政運営を害し、履行延期の特約等を定めた法令の趣旨に反するおそれがある」。そこで、「運用にあたっては、必ず、債務者の資産・負債、収入・支出等の状況を具体的に把握した上で、その裏付けとなる資料の提出を求め、分割納付が客観的・合理的にみてやむを得ないといえることが必要」である（以上について、非強制徴収債権用マニュアル）。なお、完納までに 100 年以上かかる分納誓約は、およそ徴収上有利であるとはいえない。

## (7) 不納欠損

### 意見 47・人権推進課

時効消滅、債権放棄又は免除した住宅新築資金等貸付金は、速やかに不納欠損処理をすることが望ましい。

#### (事実)

時効消滅、債権放棄又は免除した住宅新築資金等貸付金の不納欠損処理は、毎年度末にまとめて全件処理している。

#### (理由)

住宅新築資金等貸付金は、私債権であり、時効期間を経過した後、消滅時効を援用された場合、消滅する（自治法 236 条 2 項、民法 167 条 1 項、民法 145 条）。また、時効期間を経過したが、

消滅時効を援用されていない場合、債務者が援用しない特別な理由があるときを除いて放棄することができる（債権管理条例 13 条 1 項 5 号）。また、住宅新築資金等貸付金について、免除できる規定もある（住宅新築資金等貸付金償還猶予免除規則 3 条）。

会計規則 43 条の 2 は、債権について消滅時効が完成したときは、「速やかに」財務会計システムを用いて処理しなければならないと定めている。

#### ■住宅新築資金等貸付金償還猶予免除規則

**第 3 条** 旧条例第 7 条第 1 号のその他特別の事情に該当する場合において、貸付金の全部の償還を免除することがやむを得ないと認められるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 債務者が破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 253 条第 1 項その他法令の規定により、滞納貸付金についてその責任を免れているとき。
- (2) 債務者が死亡又は失踪宣告を受け(7 年以上の行方不明を含む。), 資産がなく、かつ、相続人が存在しない(相続放棄を含む。)とき。
- (3) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合において、その相続財産の価値が強制執行の費用と当該債権に優先して弁済を受ける債権の金額との合計を超えないと見込まれるとき。
- (4) 滞納貸付金について、岡山県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金交付要綱(昭和 60 年 9 月 4 日岡山県施行)第 4 条第 2 項第 7 号から第 9 号までの規定により、本市が助成を受けているとき。

#### (8) 遅延損害金

##### 指摘 94・人権推進課

**納期限までに納付しなかった場合、遅延損害金の徴収努力をすべきである。**

##### (事実)

支払督促申立て等の法的措置をとった場合、遅延損害金を請求しているが、それ以外の場合、遅延損害金を請求していない。

##### (理由)

納期限までに納付しない場合、住宅新築資金等貸付金が、私債権であり、特別の規定がない限り、民法 419 条 1 項及び民法 404 条に基づき、原則として年 5 分の遅延損害金を徴収することができる。このような規定に基づくことなく、滞納者によって遅延損害金の取扱いを区別することは、負担の公平性に欠ける。

(9) その他（証拠書類）

**意見 48・人権推進課**

徴収を要する債権の管理事務に関する書類は、同一の場所で保管するのが望ましい。

**（事実）**

徴収を要する債権の管理事務に関する書類のうち旧支所分（西大寺，津高，足守，上道，高松）の書類は，人権推進課内ではなく，福祉交流プラザ三友で保管している。

**（理由）**

徴収を要する債権の管理事務に関する書類を複数の場所で管理すれば，当該書類へのアクセスに時間を要する等，非効率的であるし，また，当該書類が分散化し，ミスが生じやすい状況になり得る。

## 第 2 平成 18 年度同和施策補助金返還金

### 1 監査対象部署

人権推進課

### 2 監査対象債権の概要

(1) 平成 18 年度に補助金交付をしていた団体(権利能力なき社団)に関して、団体の幹部の刑事事件により、補助金交付決定を取消し、交付済みの 390 万円の返還を求めたものである。団体からは 149,818 円が返還されたが、3,750,182 円の残債権がある。

平成 29 年に徴収停止しており、現在は請求を行っていない。

(2) 平成 18 年度同和施策補助金返還金について、保証人を徴求していない。

(3) 債権管理において主に参照している法令等は、債権管理条例、債権管理条例施行規則である。

(4) 債権管理事務の執行に関するフローは、作成されていない。

### 3 平成 27 年度から平成 29 年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	-	-	-
	繰越	3,750,182	3,750,182	3,750,182
	合計	3,750,182	3,750,182	3,750,182
収入額	現年	-	-	-
	繰越	0	0	0
	合計	0	0	0
収入未済額	現年	-	-	-
	繰越	3,750,182	3,750,182	3,750,182
	合計	3,750,182	3,750,182	3,750,182
不納欠損額	現年	-	-	-
	繰越	0	0	0

	合計	0	0	0
--	----	---	---	---

#### 4 指摘・意見

##### (1) 債権管理台帳

###### 指摘 95・人権推進課

債権管理台帳には、債権管理に必要な情報を正確に記載すべきである。

###### (事実)

債権管理台帳には、平成 18 年度同和施策補助金返還金の納期限が平成 19 年 3 月 30 日と記載されており、消滅時効の起算日は平成 19 年 3 月 31 日になるはずであるが、消滅時効の起算日は「H. 19. 2. 26」と記載されていた。

###### (理由)

債権管理台帳は、債権を適正に管理するために整備するものであり、また、徴収停止調書の添付書類として必要なものであるから、正確に記載すべきである（債権管理条例 4 条）。

##### (2) 徴収停止

###### 指摘 96・人権推進課

自治令 171 条の 5 第 1 号及び債権管理条例 10 条第 1 号に基づき徴収停止する場合には、法人の事業休止及び今後の事業の再開見込みがない調査だけでなく、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないことの調査も実施すべきである。

###### (事実)

平成 29 年 4 月 1 日付けの徴収停止（債権金額 3,750,182 円）について、団体の事業休止及び今後の事業の再開見込みがないことの調査は実施されているが、団体の資産調査は実施されていない。

###### (理由)

徴収停止にあたっては、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないことの調査が必要である（自治令 171 条の 5 第 1 号、債権管理条例 10 条 1 号）。

### 第3 水道料金

#### 1 監査対象部署

水道局営業課，お客様センター

#### 2 監査対象債権の概要

(1)ア 水道料金については，水道条例に基づき，給水装置ごとにその使用者から徴収している。

イ 具体的には，水道条例 24 条が以下のとおり定めている。

次の区分において，使用期間に応じ，算定した基本料金と給水料金の合計額に 100 分の 108 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てた額）とする。

(ア) 専用栓の 1 箇月当たりの料金は，次の表のとおりとする（水道条例 24 条 1 号）。

メーター又は給水口径	基本料金	給水料金				
		1 段	2 段	3 段	4 段	5 段
13 ミリメートル	670 円	10 立方メートルまでの	10 立方メートルを超え	20 立方メートルを超え	30 立方メートルを超え	50 立方メートルを超える
20 ミリメートル	1,020 円	水量	20 立方メートルまでの	30 立方メートルまでの	50 立方メートルまでの	水量
25 ミリメートル	1,720 円	1 立方メートルにつき 30 円	水量 1 立方メートルにつき 136 円	水量 1 立方メートルにつき 148 円	水量 1 立方メートルにつき 170 円	1 立方メートルにつき 195 円
40 ミリメートル	3,750 円	50 立方メートルまでの	50 立方メートルを超え	300 立方メートルを超え		
50 ミリメートル	7,430 円	水量	300 立方メートルまでの	水量		
75 ミリメートル	14,380 円	1 立方メートルにつき	の水量	1 立方メートルにつき		
100 ミリメートル	24,150 円	170 円	1 立方メートル	216 円		
150 ミリメートル	38,390 円					

200 ミリメートル	57,320 円		トルにつき 195 円			
250 ミリメートル	86,930 円					
300 ミリメートル	115,500 円					

(イ) 専用栓を公衆浴場に使用するときの 1 箇月当たりの給水料金は、前号の規定にかかわらず、次のとおりとする（水道条例 24 条 2 号）。

1 段	2 段
1,000 立方メートルまでの水量 1 立方メートルにつき 62 円	1,000 立方メートルを超える水量 1 立方メートルにつき 93 円

(ウ) 私設消火栓の基本料金及び消防演習その他臨時用に使ったときの給水料金は、次のとおりとする（水道条例 24 条 3 号）。

- ① 基本料金（1 箇月につき）
  - 口径 50 ミリメートル未満 670 円
  - 口径 50 ミリメートル以上 1,340 円
- ② 給水料金（10 分間につき）
  - 口径 50 ミリメートル未満 1,930 円
  - 口径 50 ミリメートル以上 3,860 円

ウ 水道料金は、水道事業管理者が特に指定する使用者又は水道事業管理者が必要と認めた場合を除いて、6 期に分けて徴収する（水道条例 23 条 1 項、同条 2 項）。

期別	期間	
	甲区域	乙区域
第 1 期	1 月から 2 月まで	2 月から 3 月まで
第 2 期	3 月から 4 月まで	4 月から 5 月まで
第 3 期	5 月から 6 月まで	6 月から 7 月まで
第 4 期	7 月から 8 月まで	8 月から 9 月まで
第 5 期	9 月から 10 月まで	10 月から 11 月まで



### 3 平成27年度から平成29年度までの収入未済等の状況

水道料金の現年収入額及び現年収入未済額は各年度の翌年度5月末時点で集計した。これは、各年度末時点で集計すると、水道料金が、公営企業会計であり、滞納が生じていない正常未済額も収入未済額に含まれることから、各年度末の収入未済額から正常未済額を除くために行った。

単位：円

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
調定額	現年	13,649,268,895	13,663,160,578	13,690,191,701
	繰越	1,216,757,472	1,227,232,410	1,203,511,473
	減額	△184,302	△67,511	△212,194
	合計	14,865,842,065	14,890,325,477	14,893,490,980
収入額（現年は翌年度5月末時点）	現年	13,596,174,488	13,606,695,993	13,631,280,086
	繰越	1,192,187,060	1,205,370,050	1,181,751,711
	合計	14,788,361,548	14,812,066,043	14,813,031,797
収入未済額（現年は翌年度5月末時点）	現年	53,094,407	56,464,585	58,905,791
	繰越	14,010,820	12,705,280	13,353,971
	合計	67,105,227	69,169,865	72,259,762
不納欠損額	現年	0	0	5,824
	繰越	10,375,290	9,089,569	8,193,597
	合計	10,375,290	9,089,569	8,199,421

### 4 指摘・意見

#### (1) 督促

##### 指摘 97・水道局営業課，お客様センター

納期限までに納付されない場合には、納期限後 20 日以内に督促すべきである。

##### （事実）

督促状について、納期限の翌月 4 営業日に送付しているため、20 日以内に督促できない月がある。

##### （理由）

督促は、「納期限後 20 日まで」に行わなければならない（自治令 171 条，債権管理条例 5 条，同施行規則 3 条 1 項）。

## (2) 相続人調査

### 指摘 98・水道局営業課，お客様センター

滞納者が死亡した場合には，相続人調査を実施し，相続人に対して法定相続分に応じて請求すべきである。なお，相続人に対して請求するにあたり，事前に，死亡した滞納者の最後の住所地を管轄区域とする家庭裁判所に対する照会等による相続放棄等の調査を実施することも検討すべきである。

#### (事実)

滞納者が死亡した場合，相続人の調査を行っておらず，相続人に請求していない。

#### (理由)

滞納者が死亡した場合には，戸籍謄本等による相続人調査を実施し，相続人に対して法定相続分に応じて請求する必要がある。

## (3) 法的措置（訴訟手続等）

### 指摘 99・水道局営業課，お客様センター

督促後，少なくとも1年を経過してもなお納付されないときは，徴収停止（自治令 171 条の 5，債権管理条例 10 条）又は履行延期の特約（自治令 171 条の 6，債権管理条例 11 条）その他特別の事情があると認める場合を除き，訴訟手続等の法的措置（自治令 171 条の 2，債権管理条例 7 条，同施行規則 4 条）をすべきである。

#### (事実)

督促後，1年を経過しても納付されない水道料金のうち支払督促申立ての法的措置をとったのは1件だけであった。その他の水道料金については，訴訟手続等の法的措置をとっていない。

#### (理由)

督促後，少なくとも1年を経過してもなお納付されない場合には，徴収停止又は履行延期の特約その他特別の事情があると認める場合でない限り，訴訟手続等の法的措置をとらなければならない。

## (4) 分納誓約

### 指摘 100・水道局営業課，お客様センター

誓約書記載の期限の利益喪失文言を削除すべきである。

#### **指摘 101・水道局営業課，お客様センター**

水道料金滞納整理事務取扱要綱に基づき，滞納者が滞納料金の分割納付を申し出た場合，納付期限の延長について決裁手続を行うべきである。

##### **(事実)**

誓約書（水道局営業課，お客様センター資料 2）に期限の利益喪失文言が記載されている。

また，水道局は，滞納者が滞納料金の分割納付を申し出た場合，納付期限の延長について決裁手続を行うことなく，誓約書を提出させている。

##### **(理由)**

誓約書に期限の利益喪失文言を記載すると，当然に期限の利益が与えられているとの誤解が生じるおそれがある。

水道料金滞納整理事務取扱要綱 4 条では，一定の場合に，分割納入特約をすることができるとされているが，分割納入特約をするためには，決裁手続が必要である。

#### **■水道料金滞納整理事務取扱要綱**

**第 4 条** 経済的事情その他の理由で一時に料金を納入することが困難な使用者が納入の意思を示し，かつ，徴収上有利であると認めるときは，当該料金の分割及び納付期限を延長する特約（以下「分割納入特約」という。）をすることができる。



## **滞納者の財産を調査すべきである。**

### **(事実)**

滞納債権のうち，消滅時効の起算日から 1 年 11 か月を経過した債権について，「居所不明」，「費用倒れ」，「法人休止」の選択肢から選ぶ方法で，営業情報システムに入力し，毎月平均 200～250 件程度を徴収停止している。

しかしながら，滞納者の所在調査は，年 3 回程度，岡山市北区役所市民保険年金課の端末を利用して，1 回につき 100～120 件程度，住民票を閲覧する等，「居所不明」と判断された滞納者の一部しか住民票を調査していない。また，徴収停止するにあたり，滞納者の財産を調査していない。

### **(理由)**

「所在（が）不明」（債権管理条例 10 条 2 号）とは，「住民票，戸籍の附票，外国人登録，商業登記簿等の照会及び居住地，勤務先への現地調査（近隣住民等からの聴取り調査）をしても所在が判明しない場合」をいう（非強制徴収債権用マニュアル参照）。そのため滞納者について，住民票等の所在調査をしなければ，債権管理条例 10 条 2 号の「所在（が）不明」の該当性を判断できない。

また，滞納者の財産を調査しなければ，同号の「差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき」の該当性を判断できない。

## **(6) 徴収停止（「少額」の基準）**

### **指摘 103・水道局営業課，お客様センター**

債権管理条例 10 条 3 号の「少額」を判断するに当たって，水道局営業課及びお客様センターにおいて基準を定めるべきである。

### **(事実)**

平成 30 年 2 月に水道料金のみで 7 万円を超える債権について，債権管理条例 10 条 3 号の「少額」に該当すると判断し，徴収停止とした。

### **(理由)**

債権管理条例 10 条 3 号の「少額」の該当性について，水道局に基準がない。

(7) 徴収停止（判断時期）

**意見 49・水道局営業課，お客様センター**

徴収停止の時点で，その要件該当性を判断するのが望ましい。

（事実）

滞納者について，消滅時効の起算日から 1 年 11 か月を経過した債権について一斉に徴収停止している。この運用は，専ら請求書の発行を行わないようにするためであり，必ずしも徴収停止の時点で徴収停止の要件に該当すると判断したわけではない。

（理由）

消滅時効の起算日から 1 年 11 か月を経過した債権が，一斉に徴収停止の要件を満たしたとは考え難い。

(8) 遅延損害金

**指摘 104・水道局営業課，お客様センター**

納期限までに納付しなかった場合，遅延損害金の徴収努力をすべきである。

（事実）

水道局営業課及びお客様センターでは，特に検討を行うことなく，遅延損害金を徴収していない。

（理由）

納期限までに納付しない場合，水道料金が，私債権であり，特別の規定がない限り，民法 419 条 1 項及び民法 404 条に基づき，原則として年 5 分の遅延損害金を徴収することができる。

(9) その他（連合使用者に対する請求）

**指摘 105・水道局営業課，お客様センター**

総代人が滞納した場合，総代理人と連帯して納付義務を負う連合使用者にも請求すべきである。

（事実）

連合使用者（専用栓を 2 世帯以上で共同して使用する者で水道事業管理者の承認を受けた者，水道条例 27 条 1 項）の料金について，総代人が滞納しても，連合使用者に請求がされていない。

（理由）

連合使用者は，水道条例 27 条 3 項に基づき，総代理人と連帯して水道料金の納付義務を負う。総代人が滞納した場合には連合使用者にも請求すべきである。

## ■水道条例

**第 27 条** 第 24 条の規定にかかわらず、専用栓を 2 世帯以上で共同して使用する者で管理者の承認を受けたもの(以下「連合使用者」という。)の料金は、管理者が別に定める方法により算定する。

- 2 前項の承認を受けようとする者は、あらかじめ総代人を定め、連署し申請しなければならない。
- 3 連合使用者は、料金について連帯してその納付義務を負う。
- 4 連合使用者について必要な事項は、管理者が別に定める。

### (10) その他（給水停止）

#### 指摘 106・水道局営業課，お客様センター

分納誓約に基づく履行を怠った者に対して、水道料金滞納整理事務取扱要綱 5 条 3 号に基づき、給水停止をすべきでない。

#### （事実）

分割納入特約ではなく、分納誓約に基づく履行を怠った者に対して、水道料金滞納整理事務取扱要綱 5 条 3 号に基づき、給水停止を行っている。

#### （理由）

水道料金滞納整理事務取扱要綱 5 条 3 号は、「分割納入特約を認めたもので、履行がないもの」について給水停止を行うと定めるが、分納誓約に基づく履行を怠った者に対して給水停止を行うとは定めていない。

## ■水道料金滞納整理事務取扱要綱

**第 5 条** 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 15 条第 3 項及び条例第 40 条第 1 号の規定により給水の停止を行うものは、次の使用者とする。

- (1) 2 期分以上の料金の納入がないもの
- (2) 5 万円以上の料金の納入がないもの
- (3) 分割納入特約を認めたもので、履行がないもの
- (4) その他水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に認めるもの

## 第 4 岡山市奨学金貸付金

### 1 監査対象部署

こども福祉課

### 2 監査対象債権の概要

(1)ア 岡山市奨学金貸付金は、奨学金条例に基づき、将来社会に貢献し得る有為な人材を育成することを目的に、大学、高等専門学校、高等学校及び専修学校に在学する学生及び生徒で経済的理由により就学困難なものに対して、貸し付けられるものである。

イ 貸付金額は、下表のとおりであり、無利息とされている（奨学金条例 4 条）。

公立高等学校	毎月 9,000 円
私立高等学校	毎月 21,000 円
国公立の大学等	毎月 21,000 円
私立の大学等	毎月 33,000 円

ウ 償還は、学校卒業後 1 年を経過した翌月から、貸付けを受けた月数の 3 倍に相当する期間中に、その全額を年賦、半年賦、月賦のいずれかの方法で行う（奨学金条例 9 条 1 項）。平成 21 年度からは原則口座振替により償還されているが納付書による償還もある。

エ 債権管理の担当者は、他の業務と兼務する 1 名のみである。

(2) 奨学金貸付金について、連帯保証人 1 人を徴求している。

(3) 債権管理において主に参照している法令等は、奨学金条例、奨学金条例施行規則、債権管理条例、債権管理条例施行規則である。

(4) 債権管理事務の執行に関するフローは、債権対策室作成の非強制徴収債権管理事務執行フロー図（第 3 章の 3(2)）のとおりである。

### 3 平成27年度から平成29年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
調定額	現年	21,223,800	20,534,000	17,768,000
	繰越	20,623,850	22,090,850	22,291,350
	合計	41,847,650	42,624,850	40,059,350
収入額	現年	18,779,800	19,041,000	16,357,000
	繰越	977,000	1,292,500	640,000
	合計	19,756,800	20,333,500	16,997,000
収入未済額	現年	2,444,000	1,493,000	1,411,000
	繰越	19,646,850	20,798,350	21,651,350
	合計	22,090,850	22,291,350	23,062,350
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	0	0	0
	合計	0	0	0

### 4 指摘・意見

#### (1) 債権管理台帳

##### 意見 50・こども福祉課

債権管理台帳である岡山市奨学金管理システムに債権管理に必要な情報を集約するのが望ましい。

##### (事実)

岡山市奨学金管理システムを債権管理台帳としているが、過去の交渉経緯については、紙媒体や Excel ファイルに記録している。または、消滅時効の管理については、別途ツールを用いている。

##### (理由)

債権管理に必要な情報が債権管理台帳に集約されていなければ、当該情報へのアクセスに時間を要する等、非効率的であるし、また、当該情報が分散化し、ミスが生じやすい状況になり得る。

#### (2) 督促

##### 指摘 107・こども福祉課

納期限までに納付されない場合には、納期限後 20 日以内に督促すべきである。

**(事実)**

督促状については、納期限後 20 日以内に送付できていないものがある。

**(理由)**

督促は、「納期限後 20 日まで」に行わなければならない（自治令 171 条，債権管理条例 5 条，同施行規則 3 条 1 項）。

**(3) 財産調査**

**意見 51・こども福祉課**

債権管理方針を決定するにあたり、滞納者の資産・負債，収入・支出等について、資料の提出を求める等して調査を徹底するのが望ましい。

**(事実)**

滞納者の資産・収入に関する情報は、ヒアリングするにとどまり、それらを確認する資料の提出を徴求していない。また、滞納者の負債等について調査していない。

**(理由)**

滞納者の資産・負債，収入・支出等を調査しなければ、滞納者の支払能力や強制執行可能な財産を把握できず、履行延期の特約（自治令 171 条の 6，債権管理条例 11 条）をすべきか，訴訟手続等の法的措置をとるべきか（自治令 171 条の 2，債権管理条例 7 条）等，債権管理の方針が決定できない。

**(4) 法的措置（訴訟手続等）**

**指摘 108・こども福祉課**

督促後、少なくとも 1 年を経過してもなお納付されないときは、徴収停止（自治令 171 条の 5，債権管理条例 10 条）又は履行延期の特約（自治令 171 条の 6，債権管理条例 11 条）その他特別の事情があると認める場合を除き、連帯保証人に対する請求等を行い、それでもなお納付されなければ、訴訟手続等の法的措置（自治令 171 条の 2，債権管理条例 7 条，同施行規則 4 条）をすべきである。

**(事実)**

督促後、1 年を経過してもなお納付されない岡山市奨学金貸付金のうち支払督促を申し立てたのは 1 件だけであった。その他の岡山市奨学金貸付金については、連帯保証人に対して請求してい

るものの、それでもなお納付されないものについて、訴訟手続等の法的措置がとられていない。

**(理由)**

督促後、少なくとも1年を経過してもなお納付されない場合には、徴収停止又は履行延期の特約その他特別の事情があると認められる場合でない限り、連帯保証人に対する請求等を行い、それでもなお納付されなければ、訴訟手続等の法的措置をとらなければならない。

**(5) 分納誓約**

**指摘 109・こども福祉課**

**分納誓約は、必ず、滞納者の資産・負債、収入・支出等の状況を具体的に把握した上で、その裏付けとなる資料の提出を求め、分割納付が客観的・合理的にみてやむを得ないといえるか否かを検討すべきである。また、分納誓約書に、期限の利益喪失文言を記載しないようにすべきである。**

**(事実)**

こども福祉課においては、滞納者から分納誓約を受け入れるか否かの基準がない。また、分納誓約を受け入れるにあたって、滞納者の収入等の資料の提出を徴求していない。こども福祉課において使用している納付誓約書の書式には、期限の利益喪失文言の記載がある。

**(理由)**

滞納者が経済的な理由で一括納付が困難な場合、まず履行延期の特約（自治令171条の6、債権管理条例11条）等が検討されるべきである。仮に徴収上有利であるとしても、分納誓約は、「履行延期の特約等と異なり履行期限を延長するものではなく、あくまでも返済計画に則った返済の継続を条件として、事実上強制執行等の手続を猶予」するものであるが、「安易に運用することは、健全な財政運営を害し、履行延期の特約等を定めた法令の趣旨に反するおそれがある」。そこで、「運用にあたっては、必ず、債務者の資産・負債、収入・支出等の状況を具体的に把握した上で、その裏付けとなる資料の提出を求め、分割納付が客観的・合理的にみてやむを得ないといえることが必要」である（以上について、非強制徴収債権用マニュアル）。

また、誓約書に期限の利益喪失文言を記載すると、当然に期限

の利益が与えられているとの誤解が生じるおそれがある。

## こども福祉課資料 1 (こども福祉課提供)

### 債務承認及び分納誓約書

平成 年 月 日

岡山市長 大森雅夫様

住所

氏名

㊞

電話

私は、岡山市に対し、下記のとおり債務を負担していることを承認します。  
本件債務については、今後、下記の納入計画のとおり、誠意を持って履行することを誓約します。

なお、下記の納入計画について、その納入を2回怠ったときは、当然に期限の利益を喪失し、強制執行等の法的措置の手続を受けても異議はありません。

記

#### 1 債務の表示

債務名 岡山市奨学金貸付金

借入期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

金額 円

#### 2 債務残高(平成 年 月 日現在)

金額 円(内訳は別紙のとおり)

#### 3 納入計画

	納期限	金額		納期限	金額
1	平成 年 月 日	円	6		
2			7		
3			8		
4			9		
5			10		

#### 4 個人情報調査同意

私は、上記債務の回収に関し、岡山市が行う次の調査について同意します。

- (1) 市町村における住民税等の課税状況、生活保護の状況に関する調査
- (2) 岡山市における上記債務以外の債務状況に関する調査
- (3) 金融機関における取引状況に関する調査
- (4) 生命保険の加入状況に関する調査

## (6) 債権放棄

### 意見 52・こども福祉課

消滅時効期間を経過した債権は、債権管理条例 13 条 1 項 5 号に基づいて、債権放棄するのが望ましい。

(事実)

消滅時効期間が経過した債権について、債権放棄を検討しておらず、これまで債権放棄を行っていない。

**(理由)**

債権管理条例 13 条 1 項 5 号は、「私債権の債権管理を効率的に進める観点から、債務者が時効を援用（時効の成立を主張すること）する前であっても、援用しない旨の意思が明確である場合を除き、時効期間の満了を以て放棄することを認めた」規定である（債権管理条例逐条解説参照）から、消滅時効期間を経過した債権について債権放棄をすることができる。

**(7) 遅延損害金**

**指摘 110・こども福祉課**

**納期限までに納付しなかった場合、遅延損害金の徴収努力をすべきである。**

**(事実)**

遅延損害金は、支払督促申立て等の法的措置をとった場合には請求しているが、法的措置をとっていない場合には請求していない。

**(理由)**

納期限までに納付しない場合、岡山市奨学金貸付金が、私債権であり、特別の規定がない限り、民法 419 条 1 項及び民法 404 条に基づき、原則として年 5 分の遅延損害金を徴収することができる。このような規定に基づくことなく、滞納者によって遅延損害金の取扱いを区別することは、負担の公平性に欠ける。

## 第 5 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

### 1 監査対象部署

こども福祉課

### 2 監査対象債権の概要

(1)ア 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金は、「母子家庭等及び寡婦に対して、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする」母子父子寡婦福祉法に定められた貸付金である。

具体的な手続等については、母子父子寡婦福祉法施行令 23 条によって制定された市母子父子寡婦福祉法施行細則に基づき貸付けが行われている。

イ 債権を管理している者は 11 名であり、うち 8 人は母子父子自立支援員という嘱託職員である。母子父子自立支援員が各福祉事務所で、就労支援等と併せて、相談・償還業務を行っている。

(2) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金について、無利子となる場合、連帯保証人 1 人を徴求している。

(3) 債権管理において主に参照している法令等は、母子父子寡婦福祉法、母子父子寡婦福祉法施行令、母子父子寡婦福祉法施行規則、市母子父子寡婦福祉法施行細則、債権管理条例、債権管理条例施行規則である。

(4) 債権管理事務の執行に関するフローは債権対策室作成の非強制徴収債権の管理事務執行フロー図（第 3 章の 3(2)）のとおりである。

### 3 平成 27 年度から平成 29 年度までの収入未済等の状況

単位：円

母子福祉資金貸付金		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	139,253,635	128,340,082	124,071,373

	繰越	274,233,299	276,337,639	265,089,893
	合計	413,486,934	404,677,721	389,161,266
収入額	現年	117,836,839	110,947,076	109,046,159
	繰越	18,348,127	27,529,752	24,778,817
	合計	136,184,966	138,476,828	133,824,976
収入未済額	現年	21,416,796	17,393,006	15,025,214
	繰越	255,885,172	248,807,887	240,311,076
	合計	277,301,968	266,200,893	255,336,290
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	964,329	1,111,000	468,338
	合計	964,329	1,111,000	468,338

単位：円

父子福祉資金貸付金		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	79,804	260,906	416,926
	繰越	0	0	92,010
	合計	79,804	260,906	508,936
収入額	現年	79,804	168,896	341,172
	繰越	0	0	92,010
	合計	79,804	168,896	433,182
収入未済額	現年	0	92,010	75,754
	繰越	0	0	0
	合計	0	92,010	75,754
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	0	0	0
	合計	0	0	0

単位：円

寡婦福祉資金貸付金		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	2,273,616	2,376,311	2,265,968
	繰越	14,491,151	14,441,077	13,928,197
	合計	16,764,767	16,817,388	16,194,165
収入額	現年	2,209,620	2,287,957	2,265,968
	繰越	114,070	601,234	649,116
	合計	2,323,690	2,889,191	2,915,084
収入未済額	現年	63,996	88,354	0
	繰越	14,377,081	13,839,843	13,279,081

	合計	14,441,077	13,928,197	13,279,081
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	0	0	0
	合計	0	0	0

#### 4 指摘・意見

##### (1) 所在調査

###### 意見 53・こども福祉課

県外に転居して所在が把握できない滞納者について、市職員による現地調査が困難な場合、現地調査をサービスに外部委託する等して、県外における現地調査を実施することが望ましい。

###### (事実)

県外に転居した滞納者について、現地調査する必要があるにもかかわらず、現地調査を実施していない。

###### (理由)

「所在（が）不明」（債権管理条例 10 条 2 号）とは、「住民票、戸籍の附票、外国人登録、商業登記簿等の照会及び居住地、勤務先への現地調査（近隣住民等からの聴取り調査）をしても所在が判明しない場合」をいう（非強制徴収債権用マニュアル参照）。そのため、県外に転居して所在が把握できない滞納者について、現地調査を実施しなければ、「所在（が）不明」とはいえない。債権管理の方針を決定するためには、県外における現地調査を実施する必要がある。

##### (2) 財産調査

###### 意見 54・こども福祉課

債権管理方針を決定するにあたり、滞納者の資産・負債、収入・支出等について、資料の提出を求める等して調査を徹底するのが望ましい。

###### (事実)

滞納者の資産・収入をヒアリングするにとどまり、その資産・収入に関する資料の提出を徴求していない。また、債務者の負債について調査していない。また、貸付時に債務者から資産情報の同意書（こども福祉課資料 1）を取っているが、滞納者の税情報の調査はしているもののその他の調査はなされていない。

**(理由)**

滞納者の資産・負債，収入・支出等を調査しなければ，滞納者の支払能力や強制執行可能な財産を把握できず，履行延期の特約（自治令 171 条の 6，債権管理条例 11 条）をすべきか，訴訟手続等の法的措置をとるべきか（自治令 171 条の 2，債権管理条例 7 条）等，債権管理の方針が決定できない。

**こども福祉課資料 1（こども福祉課提供）**

様式第 1 号の 2（第 2 条，第 2 4 条，第 2 5 条関係）

**同 意 書**

岡山市長が下記の貸付申請者，連帯借主及び連帯保証人の住所又は居所，勤務先，資産，収入等の岡山市母子父子寡婦福祉資金の貸付及び償還事務の実施のために必要な情報（以下「必要情報」という。）について公簿等で確認し，及び，他の官公庁，金融機関その他の必要情報を保有する団体又は必要情報を保有する個人に対し調査等を行い，当該調査等の依頼を受けたものが岡山市長に対し回答することに同意します。

年 月 日

岡 山 市 長 様

(貸付申請者) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(連帯借主) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(連帯保証人) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

**(3) 相続人調査**

**指摘 111・こども福祉課**

債務者が死亡した場合には、相続人調査を実施し、相続人に対して法定相続分に応じて請求すべきである。なお、相続人に対して請求するにあたり、事前に、死亡した債務者の最後の住所地を管轄区域とする家庭裁判所に対する照会等による相続放棄等の調査を実施することも検討すべきである。

**(事実)**

債務者が死亡した場合には、連帯債務者及び連帯保証人に請求しているが、相続人調査をしておらず、相続人への請求はしていない。

**(理由)**

債務者が死亡した場合には、戸籍謄本等による相続人調査を実施し、相続人に対して法定相続分に応じて請求する必要がある。

**(4) 法的措置（訴訟手続等）**

**指摘 112・こども福祉課**

督促後、少なくとも1年を経過してもなお納付されないときは、徴収停止（自治令 171 条の 5，債権管理条例 10 条）又は履行延期の特約（自治令 171 条の 6，債権管理条例 11 条）その他特別の事情があると認める場合を除き、連帯保証人に対する請求等を行い、それでもなお納付されなければ、訴訟手続等の法的措置（自治令 171 条の 2，債権管理条例 7 条，同施行規則 4 条）をすべきである。

**(事実)**

督促後、1年を経過してもなお納付されない母子・父子・寡婦福祉資金貸付金のうち支払督促を申し立てたのは1件だけであった。その他の母子・父子・寡婦福祉資金貸付金については、連帯保証人に対して請求しているものの、それでもなお納付されないものについて、訴訟手続等の法的措置がとられていない。

**(理由)**

督促後、少なくとも1年を経過してもなお納付されない場合には、徴収停止又は履行延期の特約その他特別の事情があると認める場合でない限り、連帯保証人に対する請求等を行い、それでもなお納付されなければ、訴訟手続等の法的措置をとらなければならない。

**(5) 分納誓約**

#### **指摘 113・こども福祉課**

分納誓約は、必ず、滞納者の資産・負債、収入・支出等の状況を具体的に把握した上で、その裏付けとなる資料の提出を求め、分割納付が客観的・合理的にみてやむを得ないといえるか否かを検討すべきである。

##### **(事実)**

こども福祉課において、滞納者から分納誓約を受け入れるか否かの基準がない。また、分納誓約を受け入れるにあたって、滞納者の収入等の資料の提出を徴求していない。

##### **(理由)**

滞納者が経済的な理由で一括納付が困難な場合、まず履行延期の特約（自治令 171 条の 6、債権管理条例 11 条）等が検討されるべきである。仮に徴収上有利であるとしても、分納誓約は、「履行延期の特約等と異なり履行期限を延長するものではなく、あくまでも返済計画に則った返済の継続を条件として、事実上強制執行等の手続を猶予」するものであるが、「安易に運用することは、健全な財政運営を害し、履行延期の特約等を定めた法令の趣旨に反するおそれがある」。そこで、「運用にあたっては、必ず、債務者の資産・負債、収入・支出等の状況を具体的に把握した上で、その裏付けとなる資料の提出を求め、分割納付が客観的・合理的にみてやむを得ないといえることが必要」である（以上について、非強制徴収債権用マニュアル）。

#### **(6) 債権放棄**

#### **意見 55・こども福祉課**

債権管理条例 13 条 1 項各号のいずれかに該当する債権は、債権放棄するのが望ましい。

##### **(事実)**

消滅時効期間が経過した母子・父子・寡婦福祉資金貸付金や生活保護受給中の滞納者に対する母子・父子・寡婦福祉資金貸付金について、債権放棄を検討していない。

##### **(理由)**

債権管理条例 13 条 1 項は、「債権管理を効率的に進めるため、将来にわたり回収が見込めない債権については放棄をする」ことを認めている（債権管理条例逐条解説参照）から、同条項各号のいずれかに該当する債権について、同条項に従って、債権放棄する

ことができる。

(7) 不納欠損

**意見 56・こども福祉課**

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金について、消滅時効が完成したときは、速やかに不納欠損処理することが望ましい。

(事実)

こども福祉課では、消滅時効が完成した母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の不納欠損処理について、平成 23 年度から毎年度末にまとめて処理している。

(理由)

会計規則 43 条の 2 は、債権について消滅時効が完成したときは、「速やかに」財務会計システムを用いて処理しなければならないと定めている。

(8) 違約金

**指摘 114・こども福祉課**

違約金不徴収の事由を定めた市母子父子寡婦福祉法施行細則 18 条 2 項各号のうち 1 号～4 号を優先的に適用し、同項 5 号は例外的に適用すべきである。

(事実)

違約金不徴収については、市母子父子寡婦福祉法施行細則 18 条 2 項 2 号（「生活困窮」）を適用すべきところを同項 5 号（「事務能率及び経費等から不合理」）を適用し、違約金不徴収決定をしているものが多くみられた。

(理由)

違約金不徴収について、その根拠である母子父子寡婦福祉法施行令 17 条ただし書の違約金不徴収の事由を定めた市母子父子寡婦福祉法施行細則 18 条 2 項各号のうち 5 号は、例外的に適用されるものであり、同項 1 号～4 号を優先的に適用するのが適当である。

■母子父子寡婦福祉法施行令

第 17 条 都道府県は、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつたときは、延滞元利金額につき年五パーセントの割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日

までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

#### ■市母子父子寡婦福祉法施行細則

**第 18 条** 令第 17 条に定める違約金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる延滞元利金に千円未満の端数があるとき、又はその金額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。違約金の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 令第 17 条ただし書の規定による違約金を徴収しないこととする事由及び当該事由を証するために提出を要する書類は、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 借受け者に災害、交通事故及び負傷等の緊急事由が生じたとき。市町村長、警察署又は医師の証明書
- (2) 借受け者が生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による被保護者となったとき、又はこれと同様な生活状態になったとき。福祉事務所長の証明書
- (3) 借受け者が死亡、又は身体若しくは精神に著しい障害を受けたとき。医師又は市町村長の証明書
- (4) 連帯保証人が償還したとき。連帯保証人の申立書
- (5) 違約金を徴収することが事務能率及び経費等から不合理と認められるとき。不要

#### (9) その他（現金の保管）

##### **意見 57・こども福祉課**

銀行窓口閉鎖時間以降に領収した現金については、市役所本庁舎 1 階にある夜間金庫に預けることが望ましい。また、現金領収の際には 2 人以上で対応するのが望ましい。

##### **（事実）**

銀行窓口閉鎖時間以降に領収した現金について、課内の鍵付きロッカーで翌日まで保管していた。

平成 29 年 8 月には 80 万円弱を翌日まで保管した件と 17 万円程度を翌日まで保管した件が確認された。また、現金領収を 1 人で行うこともあった。

##### **（理由）**

領収した現金の管理の安全性を確保する観点からは、領収した

現金を課内で保管すべきではなく、また、1人で現金を領収すべきではない。他部署では市役所本庁1階にある夜間金庫に預ける扱いをしており、同様にすべきである。

(10) その他（残高確認）

**意見 58・こども福祉課**

**福祉総合システム上の収入未済額と財務会計システム上の収入未済額について定期的に突合して確認するのが望ましい。**

**（事実）**

福祉総合システム上の収入未済額と財務会計システム上の収入未済額について突合する時期が不定期である。

**（理由）**

正確な収入未済額の把握は、債権管理の基本であり、仮に正確な収入未済額が把握できない場合には、徴収手続をとることが困難になる。福祉総合システム上の収入未済額と財務会計システム上の収入未済額について定期的に突合して確認する必要がある。

## 第 6 公営住宅使用料

### 1 監査対象部署

住宅課，会計課

### 2 監査対象債権の概要

(1)ア 岡山市が管理する公営住宅（以下「公営住宅等」という。）は，岡山市営住宅（114 団地），岡山市営改良住宅（6 団地）及び岡山市特定公共賃貸住宅（2 団地）がある。

岡山市営住宅とは，市が建設，買取り又は借上げを行い，低額所得者に賃貸し，又は転貸するための住宅及びその附帯施設をいう（市営住宅条例 2 条 1 号）。

岡山市営改良住宅とは，市が住宅地区改良法 17 条の規定により建設し，住民に賃貸するための住宅及びその附帯施設をいう（市営改良住宅条例 2 条 1 号）。

岡山市特定公共賃貸住宅とは，入居資格要件を満たす者の使用に供するため，市が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 18 条の規定に基づき建設し，管理する住宅及びその附帯施設をいう（特定公共賃貸住宅条例 2 条 1 号）。

イ 公営住宅等への入居は，一定の要件を満たした者のみが入居でき，収入申告から家賃の納入までの流れは以下のとおりである（**住宅課資料 1** 参照）。

(ア) 収入申告（7 月頃）

入居者は毎年，世帯員全員の収入申告書を提出する。

(イ) 収入認定（9 月頃）

提出された収入申告書に基づき，所得金額や控除金額を計算して，世帯の収入を認定する。

(ウ) 家賃決定（1 月頃）

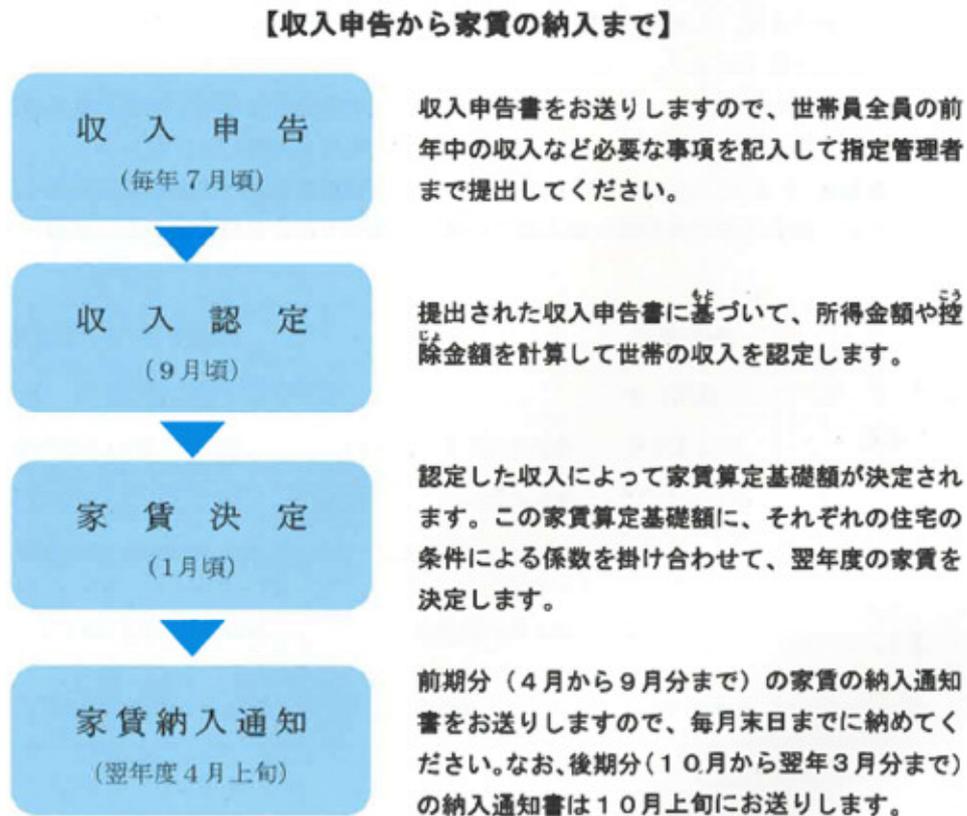
認定した収入によって家賃算定基礎額が決定され，これにそれぞれの住宅の条件による係数を乗じて，翌年度の家賃を決定する。

(エ) 家賃納入通知（4 月上旬と 10 月上旬）

4 月上旬に前期分（4 月から 9 月分まで），10 月上旬に後期分（10 月から 3 月分まで）の家賃納入通知書が送付され，入居者は毎月末日までに家賃を納入する。

(2) 公営住宅使用料について、連帯保証人 1 人を徴求している。

## 住宅課資料 1



(出典：岡山市都市整備局住宅課 岡山市営住宅管理センター「市営住宅のしおり(平成28年4月改訂)」)

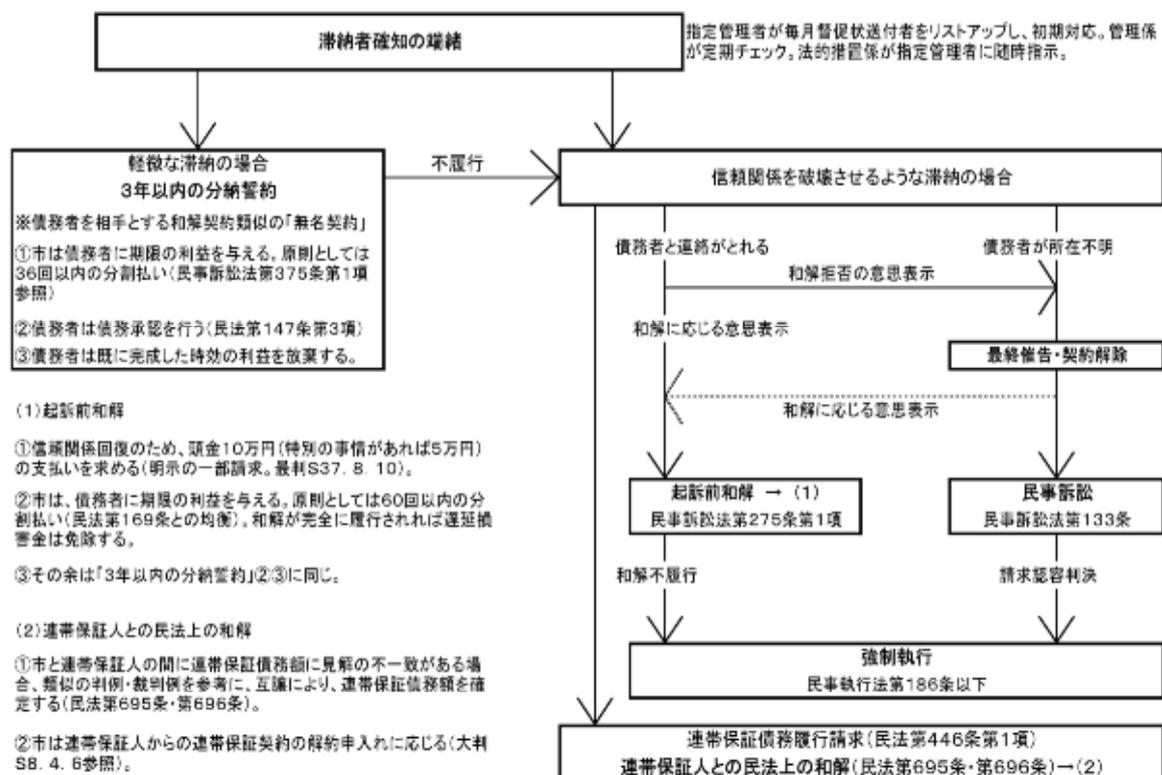
(3) 債権管理において主に参照している法令等は、民法、公営住宅法、平成8年8月30日付住総発第135号(公住法の一部を改正する等の運用について)、平成8年10月14日付住総発第153号(モデル条例)、債権管理条例、市営住宅条例、市営改良住宅条例、特定公共賃貸住宅条例である。

(4) 債権管理事務の執行に関するフローは、**住宅課資料 2**のとおりである。

## 住宅課資料 2 (住宅課提供)

### 債権管理事務(別図)

住宅課 法的措置係



### 3 平成27年度から平成29年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
調定額	現年	687,736,900	674,605,600	660,667,500
	繰越	428,754,847	413,386,307	392,851,307
	合計	1,116,491,747	1,087,991,907	1,053,518,807
収入額	現年	668,620,800	659,006,100	649,822,600
	繰越	30,750,740	28,944,750	26,640,354
	合計	699,371,540	687,950,850	676,462,954
収入未済額	現年	19,116,100	15,599,500	10,844,900
	繰越	394,270,207	381,181,307	171,830,219
	合計	413,386,307	396,780,807	182,675,119
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	3,733,900	3,260,250	194,380,734
	合計	3,733,900	3,260,250	194,380,734

## 4 指摘・意見

### (1) 債権の発生

#### 指摘 115・住宅課

入居者 A の連帯保証人 B が自ら入居申込みする場合、入居者 A に滞納がないか確認すべきである。

#### (事実)

入居者 A の連帯保証人 B が自ら入居申し込みする場合、入居者 A の滞納の有無について確認していない。

#### (理由)

市営住宅に入居することができる者は、市税その他規則で定める収入金を滞納していない者でなければならない（市営住宅条例 5 条 1 項 5 号）。当該収入金とは、市営住宅の入居者等の当該市営住宅の家賃、家賃相当額の損害金、駐車場の使用料、延滞金、入居者が負担すべき修繕費等をいう（市営住宅条例施行規則 2 条 2 項）。仮に入居者 A が家賃等を滞納していれば、その連帯保証人も滞納家賃等について責任を負うことから、入居者 A の連帯保証人が自ら入居申込みする場合、入居者 A に滞納がないか確認しなければならない。

#### ■市営住宅条例

**第 5 条** 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1)～(4) (省略)

(5) 市税その他規則で定める収入金を滞納していない者であること。

(6) (以下省略)

#### ■市営住宅条例施行規則

**第 2 条** 条例第 1 条第 2 項の規定に基づく市営住宅の名称、所在地、構造及び戸数は別表第 1 のとおりとする。

2 条例第 5 条第 1 項第 5 号に規定する収入金は、市営住宅の入居者等の当該市営住宅の家賃、家賃相当額の損害金、駐車場の使用料(以下「使用料」という。), 延滞金、入居者が負担すべき修繕費等をいう。

### (2) その他（収納事務の委託）

#### 指摘 116・住宅課，会計課

自治法 243 条及び自治令 158 条 1 項に基づき、収納事務を委託

**すべきである。また、収納事務を委託したときは、自治令 158 条 2 項に基づき告示等の手続をすべきである。**

**(事実)**

平成 29 年度までは、市は指定管理者に対して、公営住宅使用料等の収納事務を委託していなかった。しかし、指定管理者は、入居者が公営住宅使用料等を現金で指定管理者の事務所等に持参したときは、現金と領収済通知書を預かり、入居者に預り証を発行して、預かった現金を領収済通知書により金融機関等に入金していた。

なお、平成 30 年度からは、これを改めて、市が、指定管理者に対して公営住宅使用料等の収納事務を自治法 243 条及び自治令 158 条 1 項に基づき委託している。しかし、自治令 158 条 2 項に基づく告示等の手続はされていない。

**(理由)**

収納事務は、自治法 243 条及び自治令 158 条 1 項に基づき委託することができる。また、私人に収納事務を委託するときは、自治令 158 条 2 項に基づく告示等の手続をしなければならない。

**(3) 所在調査**

**指摘 117・住宅課**

**県外に転居して所在が把握できない滞納者について、市職員による現地調査が困難な場合、現地調査をサービサーに外部委託する等して、県外における現地調査を実施すべきである。**

**(事実)**

県外に転居して所在が把握できない滞納者について、現地調査を実施していない。そのため、当該滞納者に係る債権は、消滅時効期間の経過を待つだけになっている。その件数は 15 世帯（収入未済額 5,135,420 円）である。

**(理由)**

「所在（が）不明」（債権管理条例10条2号）とは、「住民票、戸籍の附票、外国人登録、商業登記簿等の照会及び居住地、勤務先への現地調査（近隣住民等からの聴取り調査）をしても所在が判明しない場合」をいう（非強制徴収債権用マニュアル参照）。そのため、県外に転居して所在が把握できない滞納者について、現地調査を実施しなければ、「所在（が）不明」はいえない。債権管理の方針を決定するためには、県外における現地調査を実施

する必要がある。

#### (4) 分納誓約

##### **指摘 118・住宅課**

分納誓約は、必ず、滞納者の資産・負債、収入・支出等の状況を具体的に把握した上で、その裏付けとなる資料の提出を求め、分割納付が客観的・合理的にみてやむを得ないといえるか否かを検討すべきである。

##### (事実)

住宅課では、平成 28 年 4 月に月額 2,000 円で分納期間が 41 年と長期に及ぶ分納誓約を認めている。

##### (理由)

滞納者が経済的な理由で一括納付が困難な場合、まず履行延期の特約（自治令 171 条の 6、債権管理条例 11 条）等が検討されるべきである。仮に徴収上有利であるとしても、分納誓約は、「履行延期の特約等と異なり履行期限を延長するものではなく、あくまでも返済計画に則った返済の継続を条件として、事実上強制執行等の手続を猶予」するものであるが、「安易に運用することは、健全な財政運営を害し、履行延期の特約等を定めた法令の趣旨に反するおそれがある」。そこで、「運用にあたっては、必ず、債務者の資産・負債、収入・支出等の状況を具体的に把握した上で、その裏付けとなる資料の提出を求め、分割納付が客観的・合理的にみてやむを得ないといえることが必要」である（以上について、非強制徴収債権用マニュアル）。特に、返済期間が 41 年にも及ぶ分納誓約は、住宅課で定める「市営住宅使用料の収納率向上対策について 1. 収納率向上のための基本的考え方」の例外的な取扱いとなっており、およそ徴収上有利であるとは言い難い。

#### (5) 債権管理マニュアル、債権管理事務の引継ぎ

##### **指摘 119・住宅課**

債権管理マニュアル及び債権管理事務（ノウハウ等）の引継ぎに関する様式を整備すべきである。

##### (事実)

公営住宅使用料に関する債権管理について、マニュアル等は作成されていない。債権管理担当者の人事異動の際に債権管理事務（ノウハウ等）の引継ぎに関する様式が作成されていない。

**(理由)**

適正かつ効率的に債権管理事務が執行されるためには、少なくとも債権管理担当者の人事異動の際に円滑に債権管理事務（ノウハウ等）の引継ぎがなされなければならない。そのためには、債権管理マニュアル及び債権管理事務（ノウハウ等）の引継ぎに関する様式が必要である。特に、住宅課では、法的措置係において、訴訟手続等に重点的に取組み、そのノウハウを蓄積していると思われることから、債権管理担当者の人事異動の際にそのノウハウを確実に引き継げるようにする必要がある。

## 第 7 市営住宅敷地内自動車保管場所使用料

### 1 監査対象部署

住宅課

### 2 監査対象債権の概要

- (1) 公営住宅等の入居者が、公営住宅等と合わせて駐車場を使用する場合に発生する債権である。なお、債権発生の流れは、公営住宅使用料と同様であるため、省略する。
- (2) 市営住宅敷地内自動車保管場所使用料について、公営住宅使用料と合わせて、連帯保証人 1 人を徴求している。
- (3) 債権管理において主に参照している法令等は、民法、公営住宅法、平成 8 年 8 月 30 日付住総発第 135 号（公住法の一部を改正する等の運用について）、平成 8 年 10 月 14 日付住総発第 153 号（モデル条例）、債権管理条例、市営住宅条例、特定公共賃貸住宅条例である。
- (4) 債権管理事務の執行に関するフローは、公営住宅使用料と同様であるため、省略する。

### 3 平成 27 年度から平成 29 年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	21,125,900	21,083,000	21,608,800
	繰越	6,490,100	5,509,800	4,995,600
	合計	27,616,000	26,592,800	26,604,400
収入額	現年	20,960,900	20,943,700	21,478,800
	繰越	1,145,300	653,500	467,700
	合計	22,106,200	21,597,200	21,946,500
収入未済額	現年	165,000	139,300	130,000
	繰越	5,344,800	4,856,300	4,386,900
	合計	5,509,800	4,995,600	4,516,900

不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	0	0	141,000
	合計	0	0	141,000

#### 4 指摘・意見

##### **指摘 120～124・住宅課**

公営住宅使用料における指摘 115～119 と同様である。

## 第 8 損害賠償金（住宅課）

### 1 監査対象部署

住宅課

### 2 監査対象債権の概要

- (1) 監査対象となる損害賠償金は、公営住宅使用料や市営住宅敷地内自動車保管場所使用料に関連する民事上の損害賠償金として、不法行為的損害賠償（引越業者が壁等を傷つけた場合の損害賠償責任や第三者による住宅設備の毀損等）、債務不履行的損害賠償（残材処分費用、訴訟費用、強制執行費用等）、不当利得返還請求額（家賃相当損害金や近傍同種の住宅の家賃の 2 倍に相当する額等）の債権が含まれる。
- (2) 債権管理において主に参照している法令等は、民法、公営住宅法、平成 8 年 8 月 30 日付住総発第 135 号（公住法の一部を改正する等の運用について）、平成 8 年 10 月 14 日付住総発第 153 号（モデル条例）、債権管理条例、市営住宅条例、市営改良住宅条例、特定公共賃貸住宅条例である。
- (3) 債権管理事務の執行に関するフローは、作成されていない。

### 3 平成 27 年度から平成 29 年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	1,005,200	1,483,460	10,575,185
	繰越	10,791,291	11,680,491	12,746,542
	合計	11,796,491	13,163,951	23,321,727
収入額	現年	22,000	325,409	410,341
	繰越	94,000	92,000	382,016
	合計	116,000	417,409	792,357
収入未済額	現年	983,200	1,158,051	10,164,844
	繰越	10,697,291	11,588,491	12,364,526
	合計	11,680,491	12,746,542	22,529,370
不納欠損額	現年	0	0	0

	繰越	0	0	0
	合計	0	0	0

#### 4 指摘・意見

##### (1) 法的措置（強制執行等）

###### 指摘 125・住宅課

督促後、少なくとも1年を経過してもなお納付されないときは、徴収停止（自治令 171 条の 5, 債権管理条例 10 条）又は履行延期の特約（自治令 171 条の 6, 債権管理条例 11 条）その他特別の事情があると認める場合を除き、連帯保証人に対する請求等を行い、それでもなお納付されなければ、強制執行等の法的措置（自治令 171 条の 2, 債権管理条例 7 条, 同施行規則 4 条）をすべきである。

###### （事実）

平成 9 年に 7,452,500 円の損害賠償請求訴訟を提起し、裁判上の和解が成立した。最終弁済日である平成 23 年 4 月 1 日までに 2,012,500 円を回収した。残額 5,440,000 円について、平成 28 年 8 月 3 日に請求書を送付したのを最後に、滞納者との交渉を含めて徴収手続を行っていない。住宅課は、現在動産執行を予定していると説明している。

###### （理由）

督促後、少なくとも1年を経過してもなお納付されない場合には、徴収停止又は履行延期の特約その他特別の事情があると認める場合でない限り、連帯保証人に対する請求等を行い、それでもなお納付されなければ、強制執行等の法的措置をとらなければならない。債務名義を取得している滞納債権 5,440,000 円について、強制執行の手続を一度もとることなく、最終弁済日から7年以上も経過しており、消滅時効期間の経過を待つに等しい管理と言わざるを得ず、このような債権管理を正当化することはできない。

##### (2) その他（訴訟費用の回収）

###### 意見 59・住宅課

訴訟費用について、損害賠償として請求するのであれば、訴訟費用額確定処分により訴訟費用の負担額を確定させるのが望ましい。

**(事実)**

住宅課では，訴訟費用のうち印紙代及び郵券代のみ任意に請求している。

**(理由)**

訴訟費用の負担額は，訴訟費用額確定処分により確定する（民事訴訟法 71 条 1 項）。

**■民事訴訟法**

**第 71 条** 訴訟費用の負担の額は，その負担の裁判が執行力を生じた後に，申立てにより，第一審裁判所の裁判所書記官が定める。

2（以下省略）

**(3) その他（執行費用の回収）**

**意見 60・住宅課**

執行費用について，損害賠償として請求するのであれば，執行費用額確定処分により執行費用の負担額を確定させるのが望ましい。

**(事実)**

住宅課では，執行費用について，住宅課が支出した金額を任意に請求している。

**(理由)**

執行費用の負担額は，執行費用負担額確定処分により確定する（民事執行法 42 条 1 項，同条 4 項等）。

**■民事執行法**

**第 42 条** 強制執行の費用で必要なもの（以下「執行費用」という。）は，債務者の負担とする。

2 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行にあつては，執行費用は，その執行手続において，債務名義を要しないで，同時に，取り立てることができる。

3（省略）

4 第 1 項の規定により債務者が負担すべき執行費用で第 2 項の規定により取り立てられたもの以外のもの及び前項の規定により債権者が返還すべき金銭の額は，申立てにより，執行裁判所の裁判所書記官が定める。

5（以下省略）

## 第9 損害賠償金（都市企画総務課）

### 1 監査対象部署

都市企画総務課

### 2 監査対象債権の概要

(1) 損害賠償金は、平成15年に岡山市小規模工事問題（本来入札に付すべき工事《設計金額130万円以上》を、業者及び関係者が職員に圧力を加える等して故意に工事形態を分割させ、小規模工事とすることにより随意契約とし、また適正な価格を超える過大な金額で岡山市に契約を締結させて、本来の工事金額より過大な金額の支払いを業者が受けたことで、岡山市に損害を与えた問題）で、岡山市が業者らに損害賠償請求した債権である。

業者8社と1個人に対して損害賠償請求を行い、全額支払いをした業者3社を除く債務者について債権管理を行ってきた。平成29年度中に全て徴収停止又は債権放棄の手続きをしており、現在は請求を行っていない。

(2) 損害賠償の請求にあたり、保証人を徴求していない。

(3) 債権管理において主に参照している法令等は、自治法、自治令である。

(4) 平成17年頃、都市企画総務課が作成した債権管理事務の執行に関するフローは、**都市企画総務課資料1**のとおりである。

都市企画総務課資料 1 (都市企画総務課提供)



3 平成27年度から平成29年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
調定額	現年	350,000	3,361,265	0
	繰越	55,507,443	55,507,443	55,507,443
	合計	55,857,443	58,868,708	55,507,443
収入額	現年	210,000	3,361,265	0
	繰越	0	0	0
	合計	210,000	3,361,265	0
収入未済額	現年	140,000	0	0
	繰越	55,507,443	55,507,443	55,507,443
	合計	55,647,443	55,507,443	55,507,443
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	0	0	0
	合計	0	0	0

## 4 指摘・意見

### (1) 債権管理台帳

#### 指摘 126・都市企画総務課

債権管理条例 4 条及び同施行規則 2 条の要件を満たした債権管理台帳を整備すべきである。

#### (事実)

都市企画総務課では、分割納付に応じた業者 1 社についてのみ債権管理台帳を作成していたが、その他の債務者について作成していなかった。作成していた債権管理台帳には、債権の名称、債権の発生年度が記載されていなかった。

#### (理由)

債権管理条例 4 条及び同施行規則 2 条の要件を満たした債権管理台帳を整備しなければならない。

### (2) 徴収停止

#### 意見 61・都市企画総務課

滞納者である株式会社又は特例有限会社の通常清算手続（会社法 475 条以下、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 2 条）に関し、清算手続中の法人については、清算人に対して貸借対照表等の閲覧を請求する等により当該法人の財産を調査するのが望ましい。また、清算終了後の法人については、清算人であった者に対してヒアリングする等により当該法人の財産を調査するのが望ましい。

#### (事実)

平成 29 年度中に滞納者である株式会社 1 社及び特例有限会社 3 社について自治令 171 条の 5 第 1 号又は債権管理条例 10 条 1 号に基づき徴収停止をした。

徴収停止した時点で、その滞納者である 4 社のうち 3 社は解散していたが、残り 1 社は解散していない状況であった。また、解散した 3 社のうち 2 社は、通常清算手続を経て既に清算終了登記をしていたが、残り 1 社について、通常清算手続中であり、清算終了には至っていない状況であった。

なお、都市企画総務課は、滞納者である株式会社又は特例有限会社から債権を申し出るべき催告を受けておらず、各清算会社に対して、債権の申出を行っていない。

## (理由)

自治令 171 条の 5 第 1 号又は債権管理条例 10 条 1 号は、徴収停止の要件として法人がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときと定めている。

そこで、都市企画総務課は、差し押さえることができる財産の価額を調査する必要がある。具体的には、通常清算手続において、債権者として、清算法人の貸借対照表等の閲覧を請求することができる(同法 496 条 2 項 1 号)から、清算手続中の法人については、清算人に対して、貸借対照表等の閲覧を請求する等により当該法人の財産を調査することが望ましい。また、清算終了後の法人については、清算人であった者に対してヒアリングする等により当該法人の財産を調査することが望ましい。

## ■会社法

**第 484 条** 清算株式会社の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

2 (以下省略)

**第 492 条** 清算人(清算人会設置会社にあつては、第 489 条第 7 項各号に掲げる清算人)は、その就任後遅滞なく、清算株式会社の財産の現況を調査し、法務省令で定めるところにより、第 475 条各号に掲げる場合に該当することとなった日における財産目録及び貸借対照表(以下この条及び次条において「財産目録等」という。)を作成しなければならない。

2 (以下省略)

**第 496 条** 清算株式会社は、第 494 条第 1 項に規定する各清算事務年度に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書(前条第 1 項の規定の適用がある場合にあつては、監査報告を含む。以下この条において「貸借対照表等」という。)を、定時株主総会の日(第 319 条第 1 項の場合にあつては、同項の提案があつた日)からその本店の所在地における清算終了の登記の時までの間、その本店に備え置かなければならない。

2 株主及び債権者は、清算株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第 2 号又は第 4 号に掲げる請求をするには、当該清算株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 貸借対照表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二（以下省略）

**第 499 条** 清算株式会社は、第 475 条各号に掲げる場合に該当することとなった後、遅滞なく、当該清算株式会社の債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出るべき旨を官報に公告し、かつ、知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、当該期間は、2 箇月を下ることができない。

2（省略）

**第 503 条** 清算株式会社の債権者（知っている債権者を除く。）であって第 499 条第 1 項の期間内にその債権の申出をしなかったものは、清算から除斥される。

2（省略）

#### ■会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

**第 2 条** 前条第 3 号の規定による廃止前の有限会社法（以下「旧有限会社法」という。）の規定による有限会社であってこの法律の施行の際現に存するもの（以下「旧有限会社」という。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後は、この節の定めるところにより、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定による株式会社として存続するものとする。

2（以下省略）

### (3) 歳入調定

#### **指摘 127・都市企画総務課**

繰越調定において、債権放棄した個人を納入義務者として扱うべきではない。

#### （事実）

平成 30 年度の繰越調定において、すでに債権放棄した個人を納入義務者として扱っていた。

#### （理由）

債権放棄をすれば、当該債務者は債務の履行義務を免れる。

## 第 10 余熱発電電力収入

### 1 監査対象部署

東部クリーンセンター，契約課

### 2 監査対象債権の概要

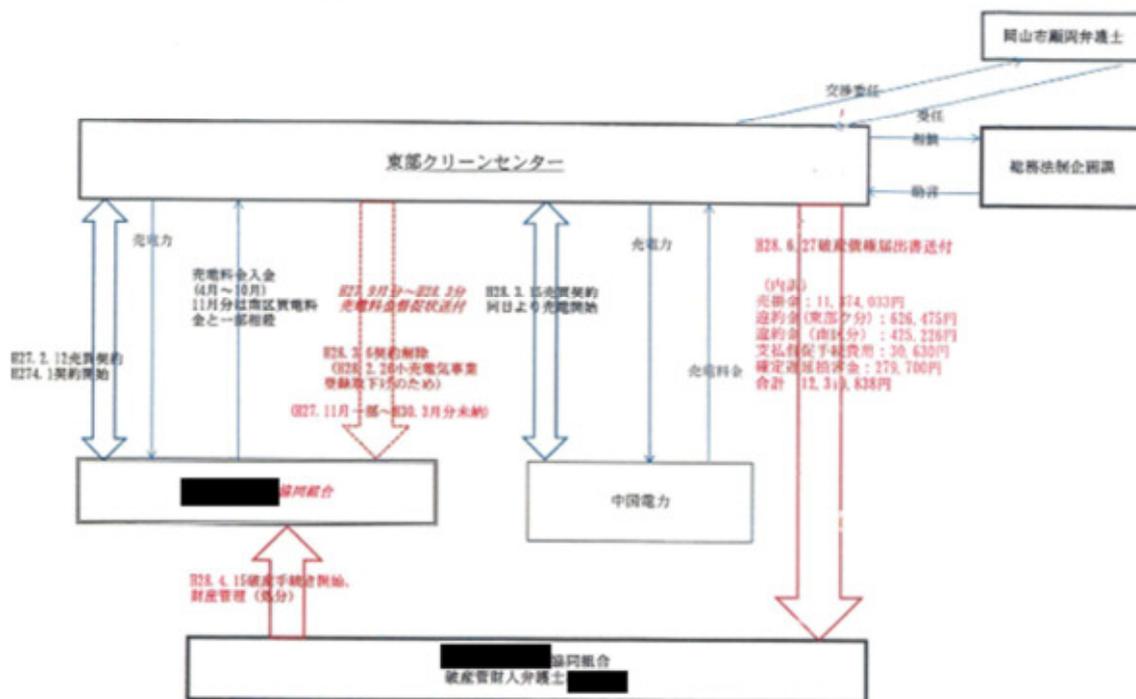
- (1) 余熱発電電力収入は，東部クリーンセンターに設置されている発電設備において余剰電力が生じた場合に，一般競争入札によって決定した受注者がこれを購入し，岡山市に購入代金を支払うものである。

平成 29 年 3 月 31 日時点で収入未済となっている債権は，平成 27 年度に契約した受注者の未納分及び遅延損害金等であり，その他の年度の受注者の未納はない。

- (2) 契約にあたり，保証人は徴求していない。
- (3) 債権管理において参照している法令等は，ないとの回答があった。
- (4) 平成 27 年度の契約及びその後の債権管理事務の執行に関するフローは，**東部クリーンセンター資料 1**のとおりである。

## 東部クリーンセンター資料 1（東部クリーンセンター提供）

債権管理事務フロー（東部クリーンセンター）



※480の債権者集会を経て、平成30年5月10日配当額：3,026,601円（岡山市分）が、確定。  
 債区違約金、未込手数料を差し引いた金額：2,522,044円が、配当。  
 回収不能欠損金：5,278,794円となり完結。

※平成28年1月より、所内使用電力分だけ発電し、電力売電電力量を抑え、ごみを燃料として残した。

### 3 平成27年度から平成29年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
調定額	現年	82,707,202	91,077,231	80,430,290
	繰越	0	11,544,233	12,310,838
	合計	82,707,202	102,621,464	92,741,128
収入額	現年	71,162,969	90,310,626	80,430,290
	繰越	0	0	0
	合計	71,162,969	90,310,626	80,430,290
収入未済額	現年	11,544,233	766,605	0
	繰越	0	11,544,233	12,310,838
	合計	11,544,233	12,310,838	12,310,838
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	0	0	0

	合計	0	0	0
--	----	---	---	---

#### 4 指摘・意見

##### (1) 債権の発生（契約保証金の免除）

###### 指摘 128・契約課

余剰電力売却契約に関し、契約保証金の全部又は一部を納付させるか否かについては、契約規則 32 条に従って判断すべきである。

###### （事実）

平成 27 年度の余剰電力売却契約書によると、契約保証金が免除されている。平成 27 年度の余剰電力売却契約において契約保証金を免除するに至った理由について、決裁文書によれば「中国電力（株）が事故時でも規定価格（若くはそれ以上）で購入されることが確認できた」ためであるとする。

なお、他の年度の余剰電力売却契約においては、契約保証金は免除されず、納付されている。

###### （理由）

自治令 167 条の 16 は、普通地方公共団体と契約を締結する者に当該普通地方公共団体の規則で定める契約保証金を納めさせなければならないと定める。岡山市では、契約規則 31 条が、契約保証金の額を契約金額の 100 分の 10 以上と定めているが、契約規則 32 条の各号いずれかに該当する場合には契約保証金の全部又は一部を納付させないことができると定める。

平成 27 年度の余剰電力売却契約において、「中国電力（株）が事故時でも規定価格（若くはそれ以上）で購入されることが確認できた」という事情は、契約規則 32 条各号のいずれにも該当しないから、契約保証金を免除する理由にはならないと考えられる。

###### ■契約規則

**第 31 条** 令第 167 条の 16 に規定する契約を締結する者をして納めさせなければならない契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。ただし、別に定める建設工事及びコンサルタント業務等（測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。）に係る低入札価格調査の対象となる入札（以下「調査対象入札」という。）において、低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価

格」という。)未満の額で落札者と決定された場合の契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

## 2 (以下省略)

**第32条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 第2条又は第18条の資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が、過去の実績から判断して契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 第35条に規定する契約保証人があるとき。
- (5) 国、地方公共団体その他の公法人(これに準ずる者を含む。)と直接に契約を締結するとき。
- (6) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
- (7) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (8) 市長が別に定める小規模工事であるとき。
- (9) 特定建設工事共同企業体と契約を締結するとき。
- (10) 工事の請負契約を除き、契約金額が130万円未満であるとき。
- (11) 物品の買入れ及び製造の請負契約において、契約の相手方を決定した日から納期までの期間が30日以内であるとき。
- (12) 前各号に定めるもののほか、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

## (2) 督促

### 指摘 129・東部クリーンセンター

今後、余熱発電電力収入の督促状には、不服申立てに関する記載をすべきではない。

#### (事実)

東部クリーンセンター資料2のとおり、平成27年度において、未納が発生したときに送付した督促状には、「督促状について不服がある場合には、督促状を受け取った日の翌日から起算して30



ていたが、平成 28 年 3 月 5 日に受注者との契約を解除した。

**(理由)**

契約書では、「発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除できるものとする。(1)期限内に履行しないとき、又は履行の見込みがないと認めたとき」と定められている。

受注者が滞納した段階で、受注者の代表者等と面談し、滞納の原因をヒアリングして、また、資産・負債、収入・支出等の資料を提出させ、受注者の支払能力を調査すべきである。早期の調査により契約書に基づく契約解除の判断をより早期にできた可能性がある。

**(4) 債権管理マニュアル**

**意見 63・東部クリーンセンター**

**平成 27 年度に発生した滞納に関する債権管理を検証し、債権管理マニュアルを策定することが望ましい。**

**(事実)**

東部クリーンセンター作成の債権管理のフロー図（**東部クリーンセンター資料 1**）は、平成 27 年度に発生した滞納に関する債権管理のフローが記載されているだけであり、一般的な債権管理のフロー図は作成されていない。また、債権管理マニュアルも策定されていない。

**(理由)**

今後滞納が発生した場合に適切に対応できるように、平成 27 年度に発生した滞納に関する債権管理を検証し、債権管理マニュアルを策定する必要がある。

## 第 1 1 家庭奉仕事業徴収金

### 1 監査対象部署

高齢者福祉課

### 2 監査対象債権の概要

(1) 家庭奉仕事業徴収金は、老人、重度身体障害者及び重度の心身障害児が日常生活を営むのに支障がある場合に、岡山市が利用者から利用料を徴収して家庭奉仕員を派遣し、無料で適切な家事、介護等の日常生活の世話を行わせ、もって老人、重度身体障害者及び重度の心身障害児に健全で安らかな生活を営ませることを目的として、昭和 50 年 4 月 1 日に開始された岡山市家庭奉仕員派遣事業に基づく徴収金である。

その後、上記事業に代わって昭和 62 年 4 月 1 日に岡山市ホームヘルプサービス事業が開始されたが、平成 12 年 3 月末で当該事業は廃止され、現在は、上記事業の債権の徴収事務のみが残っている。

(2) 当該事業の利用にあたり、保証人は徴求していない。

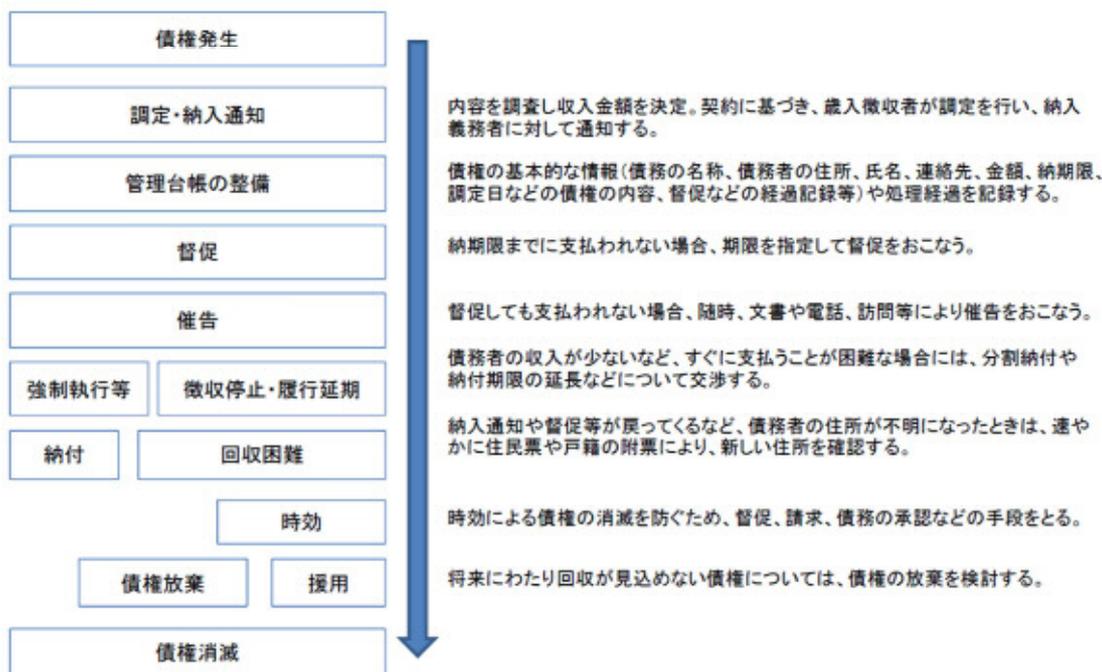
(3) 債権管理において主に参照している法令等は、家庭奉仕員派遣事業実施規則、ホームヘルプサービス事業実施規則、家庭奉仕員派遣事業実施要綱である。

(4) 債権管理事務の執行に関するフローは、**高齢者福祉課資料 1**のとおりである。

## 高齢者福祉課資料 1 (高齢者福祉課提供)

### 家庭奉仕員派遣事業 債権管理(フロー図)

昭和50年4月から事業開始  
平成12年3月末で事業廃止



### 3 平成27年度から平成29年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
調定額	現年	0	0	0
	繰越	3,218,725	3,218,725	3,218,725
	合計	3,218,725	3,218,725	3,218,725
収入額	現年	0	0	0
	繰越	0	0	0
	合計	0	0	0
収入未済額	現年	0	0	0
	繰越	3,218,725	3,218,725	3,218,725
	合計	3,218,725	3,218,725	3,218,725
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	0	0	0
	合計	0	0	0

## 4 指摘・意見

### (1) 債権管理台帳

#### 指摘 130・高齢者福祉課

債権管理条例 4 条及び同施行規則 2 条の要件を満たした債権管理台帳を整備すべきである。

#### 指摘 131・高齢者福祉課

家庭奉仕事業徴収金は、その債権管理に必要な情報を 1 つの債権管理台帳に集約し、統一的に管理すべきである。

#### (事実)

高齢者福祉課では、家庭奉仕事業徴収金を管理するため、年度、利用者氏名、納入義務者氏名、納入義務者住所及び月別の残高が記録された Excel ファイルを 4 つ作成している。

#### (理由)

債権管理条例 4 条及び同施行規則 2 条の要件を満たした債権管理台帳を整備しなければならない。また、債権管理に必要な情報を集約しなければ、当該情報へのアクセスに時間を要する等、非効率的である。

### (2) 催告、納付交渉

#### 指摘 132・高齢者福祉課

定期的に催告や納付交渉を実施し、その経過を債権管理台帳に記録すべきである。

#### (事実)

催告や納付交渉の実施状況に関する記録がない。そのため、催告や納付交渉の実施状況が不明である。少なくとも、現担当者は、催告や納付交渉を実施していない。

#### (理由)

徴収の効率性の観点から、督促後もなお納付しない滞納者に対して、定期的に催告し、また、納付交渉を実施し、その経過を記録する必要がある。

### (3) 財産調査

#### 意見 64・高齢者福祉課

債権管理方針を決定するにあたり、滞納者の資産・負債、収入・支出等について、資料の提出を求める等して調査を徹底するのが

望ましい。

(事実)

平成 28 年頃に滞納者の財産調査を実施したとの説明があったが、実際には、その時点で滞納者の生存調査を実施したにとどまり、滞納者の財産調査を実施していなかった。

(理由)

滞納者の資産・負債，収入・支出等を調査しなければ，滞納者の支払能力や強制執行可能な財産を把握できず，履行延期の特約（自治令 171 条の 6，債権管理条例 11 条）をすべきか，訴訟手続等の法的措置をとるべきか（自治令 171 条の 2，債権管理条例 7 条）等，債権管理の方針が決定できない。

#### (4) 債権放棄

##### 意見 65・高齢者福祉課

消滅時効期間を経過した債権は，債権管理条例 13 条 1 項 5 号に従って，債権放棄するのが望ましい。

(事実)

367 件（合計金額 3,218,725 円）の債権が時効期間を経過していた。

(理由)

債権管理条例 13 条 1 項 5 号は，「私債権の債権管理を効率的に進める観点から，債務者が時効を援用（時効の成立を主張すること）する前であっても，援用しない旨の意思が明確である場合を除き，時効期間の満了を以て放棄することを認めた」規定である（債権管理条例逐条解説参照）から，消滅時効期間を経過した債権について債権放棄をすることができる。

#### (5) 時効

##### 指摘 133・高齢者福祉課

消滅時効の中断事由が生じた場合，債権管理台帳に記録すべきである。

##### 指摘 134・高齢者福祉課

過去の事象とはいえ，367 件（合計金額 3,218,725 円）の債権について時効期間を経過させことは問題であり，今後，このような事態を生じさせないように，時効管理を徹底すべきである。

(事実)

消滅時効の中断事由が生じた場合、債権管理台帳にその旨を一部しか記録していない。また、367件（合計金額3,218,725円）の債権は全て時効期間を経過していた。

**（理由）**

督促、一部納付、分納誓約等の消滅時効の中断事由（自治法236条4項、同条3項、民法147条）が生じた場合に、これを記録しなければ、消滅時効の起算点を正確に把握することができず、時効管理ができない。

**(6) 遅延損害金**

**指摘 135・高齢者福祉課**

**納期限までに納付しなかった場合、遅延損害金の徴収努力をすべきである。**

**（事実）**

高齢者福祉課では、検討することなく、家庭奉仕事業徴収金について遅延損害金を徴収していない。

**（理由）**

納期限までに納付しない場合、家庭奉仕事業徴収金が、私債権であり、特別の規定がない限り、民法419条1項及び民法404条に基づき、原則として年5分の遅延損害金を徴収することができる。

**(7) その他（残高の確認）**

**指摘 136・高齢者福祉課**

**高齢者福祉課が債権を管理するために作成している Excel ファイル上の収入未済額と財務会計システム上の収入未済額が一致しない原因を調査し、その調査結果に基づき修正すべきである。**

**（事実）**

高齢者福祉課では、上記 Excel ファイルを4つ作成しているが、いずれの Excel ファイルに記録されている収入未済額も一致せず、また、財務会計システムに記録されている収入未済額とも一致していない。

**（理由）**

正確な収入未済額の把握は、債権管理の基本であり、仮に正確な収入未済額が把握できない場合には、徴収手続をとることが困難になる。上記 Excel ファイル上の収入未済額と財務会計システ

ム上の収入未済額が一致しない場合には，その原因を調査し，その調査結果に基づき修正する必要がある。

(8) その他（証拠書類）

**指摘 137・高齢者福祉課**

**文書取扱規程 53 条 1 項に基づき，文書の原本を常に整理し，紛失しないように厳正に管理すべきである。**

**（事実）**

一部の申請書や決定通知書等の重要な文書の原本を紛失した。

**（理由）**

文書取扱規程 53 条 1 項は，文書を常に整理し，紛失を防止しなければならないと定めている。

## 第 1 2 高 齢 者 住 宅 整 備 資 金 貸 付 金

### 1 監 査 対 象 部 署

高 齢 者 福 祉 課

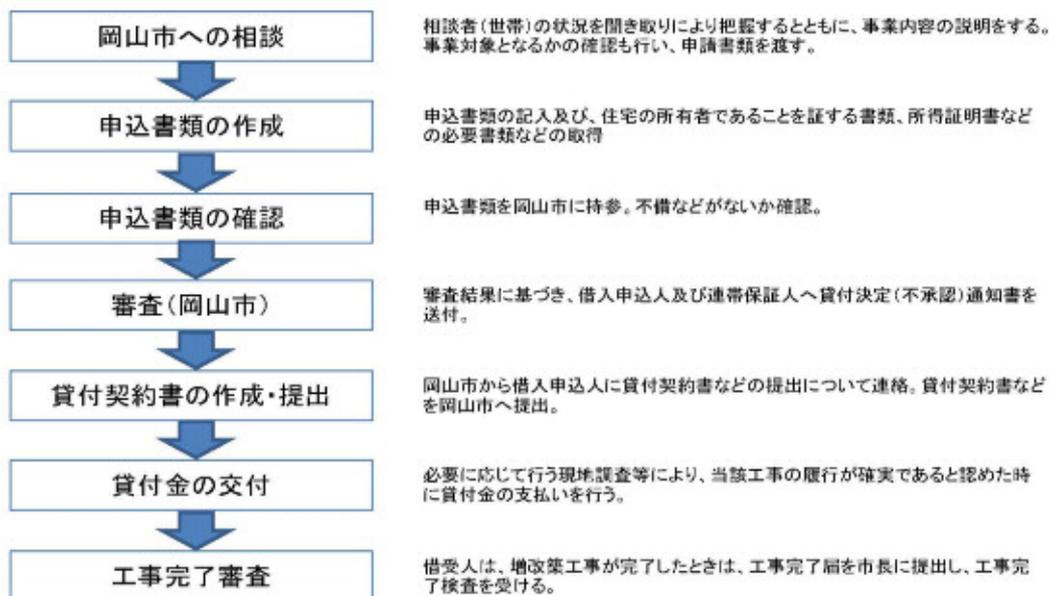
### 2 監 査 対 象 債 権 の 概 要

- (1) 高 齢 者 住 宅 整 備 資 金 貸 付 金 は、60 歳 以 上 の 高 齢 者 と 同 居 す る 世 帯 対 し て、高 齢 者 の た め の 居 室 等 を 増 改 築 す る た め に 必 要 な 費 用 の 貸 付 け を 行 う こ と に よ り、そ の 家 族 と の 間 の 好 ま し い 家 族 関 係 の 維 持 に 寄 与 す る こ と を 目 的 と し て、昭 和 48 年 4 月 に 高 齢 者 住 宅 整 備 資 金 貸 付 条 例 に 基 づ き 開 始 さ れ た 事 業 の 貸 付 金 で あ る。そ の 後、平 成 8 年 3 月 末 で 当 該 事 業 は 廃 止 さ れ、現 在 は、上 記 事 業 の 債 権 の 徴 収 事 務 の み が 残 っ て い る。
- (2) 高 齢 者 住 宅 整 備 資 金 の 貸 付 け に あ た り、連 帯 保 証 人 1 人 を 徴 求 し て い る。
- (3) 債 権 管 理 に お い て 主 に 参 照 し て い る 法 令 等 は、自 治 法、自 治 令、債 権 管 理 条 例、高 齢 者 住 宅 整 備 資 金 貸 付 条 例、債 権 管 理 条 例 施 行 規 則、高 齢 者 住 宅 整 備 資 金 貸 付 条 例 施 行 規 則、高 齢 者 住 宅 整 備 資 金 貸 付 制 度 に つ い て（昭 和 62 年 5 月 20 日 社 老 第 67 号 厚 生 省 社 会 局 長 通 達）で あ る。
- (4) 債 権 管 理 事 務 の 執 行 に 関 す る フ ロ ー は、**高 齢 者 福 祉 課 資 料 1** 及 び **高 齢 者 福 祉 課 資 料 2** の と お り で あ る。

## 高齢者福祉課資料 1（高齢者福祉課提供）

### 高齢者住宅整備資金貸付(フロー図)

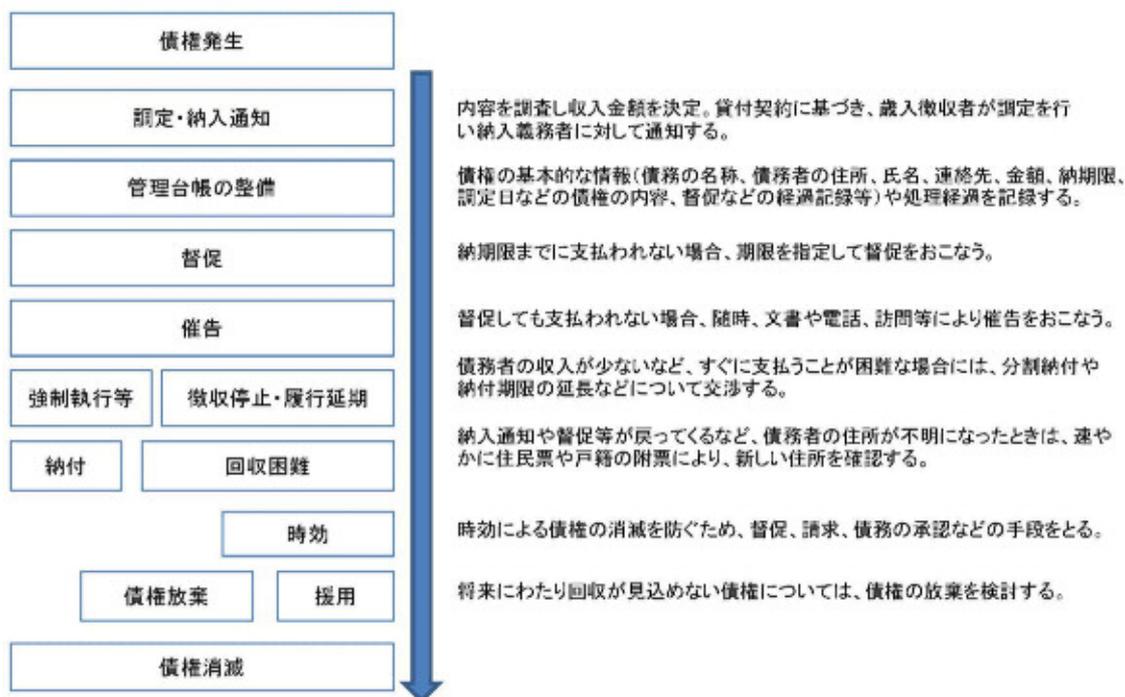
昭和48年4月から事業開始  
平成8年3月末で事業廃止



## 高齢者福祉課資料 2（高齢者福祉課提供）

### 高齢者住宅整備資金貸付 債権管理(フロー図)

昭和48年4月から事業開始  
平成8年3月末で事業廃止



### 3 平成27年度から平成29年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
調定額	現年	163,746	0	0
	繰越	37,270,978	36,761,592	36,486,267
	合計	37,434,724	36,761,592	36,486,267
収入額	現年	163,746	0	0
	繰越	509,386	275,325	23,939
	合計	673,132	275,325	23,939
収入未済額	現年	0	0	0
	繰越	36,761,592	36,486,267	35,589,544
	合計	36,761,592	36,486,267	35,589,544
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	0	0	872,784
	合計	0	0	872,784

### 4 指摘・意見

#### (1) 債権管理台帳

##### 指摘 138・高齢者福祉課

債権管理条例4条及び同施行規則2条の要件を満たした債権管理台帳を整備すべきである。

##### 指摘 139・高齢者福祉課

高齢者住宅整備資金貸付金は、その債権管理に必要な情報を1つの債権管理台帳に集約し、統一的に管理すべきである。

##### (事実)

高齢者福祉課では、高齢者住宅整備資金貸付金を管理するため、債務者ごとに債権管理一覧表と償還台帳を作成している。

##### (理由)

債権管理条例4条及び同施行規則2条の要件を満たした債権管理台帳を整備しなければならない。また、債権管理に必要な情報を集約しなければ、当該情報へのアクセスに時間を要する等、非効率的であるし、また、当該情報が分散化し、ミスが生じやすい状況になり得る。

## (2) 所在調査，相続人調査，債権放棄

### 指摘 140・高齢者福祉課

生存確認ができていない滞納者については生存調査を含めた所在調査を速やかに実施すべきである。仮に滞納者が死亡している場合には，相続人調査を実施し，相続人に対して法定相続分に応じて請求すべきである。

### 意見 66・高齢者福祉課

消滅時効期間を経過した債権は，債権管理条例 13 条 1 項 5 号に従って，債権放棄するのが望ましい。

#### (事実)

平成 16 年度包括外部監査の指摘（平成 9 年 2 月以降，滞納者に督促状を出していない）を受けて実施した滞納者に対する調査で回答があった者（40～50 名中の 18 名）のみ催告し，納付書を毎月発送しているが，その他の滞納者については催告せず，納付書も送付しておらず，相続人調査も実施していない。また，債権放棄の検討もできていない。

#### (理由)

一部の滞納者のみに催告し，その他の滞納者に催告しないのは，負担の公平性に反する。そこで，滞納者の生存調査を含めた所在調査を実施し，滞納者が生存している場合には，滞納者に対して催告し，他方で，滞納者が死亡している場合には，戸籍謄本等による相続人調査を実施し，相続人に対して法定相続分に応じて請求する必要がある。なお，相続人に対して請求するにあたり，事前に，死亡した債務者の最後の住所地を管轄区域とする家庭裁判所に対する照会等による相続放棄等の調査を実施することも検討されたい。

また，催告していない滞納者に対する債権は，時効期間を経過している可能性がある。債権管理条例 13 条 1 項 5 号は，「私債権の債権管理を効率的に進める観点から，債務者が時効を援用（時効の成立を主張すること）する前であっても，援用しない旨の意思が明確である場合を除き，時効期間の満了を以て放棄することを認めた」規定である（債権管理条例逐条解説）から，時効期間を経過した債権について債権放棄をすることができる。

## (3) 財産調査

### 意見 67・高齢者福祉課

**滞納者の資産・負債，収入・支出等について，資料の提出を求める等して調査し，債権管理の方針を再考するのが望ましい。**

**(事実)**

分納誓約書がないため，滞納者から分納誓約を受けたか否かが記録上明らかでない。償還台帳に分納額が記載されているため，この記載を根拠に，滞納者から分納を受け入れている。また，滞納者の財産調査を実施した記録もない。

**(理由)**

滞納者の資産・負債，収入・支出等を調査しなければ，滞納者の支払能力や強制執行可能な財産を把握できず，履行延期の特約（自治令 171 条の 6，債権管理条例 11 条）をすべきか，訴訟手続等の法的措置をとるべきか（自治令 171 条の 2，債権管理条例 7 条）等，債権管理の方針が決定できない。

#### **(4) 時効**

##### **指摘 141・高齢者福祉課**

**消滅時効の中断事由が生じた場合に，債権管理台帳に記録すべきである。**

**(事実)**

債権管理資料として，債権管理一覧表と償還台帳があるが，消滅時効の中断事由が生じた場合に，いずれにも記録していない。債権管理一覧表，償還台帳とは別に，納付日の一覧をまとめた Excel ファイルが存在するが，消滅時効の中断事由が生じた場合に，Excel ファイルにも記録していない。

**(理由)**

督促，一部納付，分納誓約等の消滅時効の中断事由（自治法 236 条 3 項，同条 4 項，民法 147 条）が生じた場合に，これを記録しなければ，消滅時効の起算点を正確に把握することができず，時効管理ができない。

#### **(5) 不納欠損**

##### **指摘 142・高齢者福祉課**

**高齢者住宅整備資金貸付金について，消滅時効が完成したときは，速やかに不納欠損処理すべきである。**

**(事実)**

平成 13 年頃に主債務者が消滅時効を援用した債権について，

平成 30 年 3 月末に不納欠損処理を行っている。

**(理由)**

会計規則 43 条の 2 は、債権について消滅時効が完成したときは、「速やかに」財務会計システムを用いて処理しなければならないと定めている。

**(6) 違約金**

**指摘 143・高齢者福祉課**

償還期限までに返還しない場合、違約金の徴収努力をすべきである。

**(事実)**

高齢者福祉課では、検討することなく、高齢者住宅整備資金貸付金について違約金を徴収していない。

**(理由)**

償還期限までに貸付金を返還等しなかったときは、定められた償還期限の翌日から支払日までの日数に応じ、その延滞した額につき年 10 パーセントの違約金を支払うと定められている（高齢者住宅整備資金貸付条例 14 条 1 項）。

**■高齢者住宅整備資金貸付条例**

**第 12 条** 市長は、借受人が次の各号の一に該当するときは、定められた償還期限前に、その借受人に対し貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

(1) (省略)

(2) 貸付金の償還を怠ったとき。

(3)~(6) (省略)

**第 14 条** 市長は、借受人が定められた償還期限までに貸付金を返還せず、又は第 12 条第 2 号の規定による請求を受けた金額を支払わなかったときは、定められた償還期限の翌日から支払日までの日数に応じ、その延滞した額につき年 10 パーセントの割合で計算した違約金を支払うべきことを請求することができる。ただし、前第 2 項各号のいずれかに該当すると認められるときは、この限りでない。

2 (省略)

**(7) その他（残高の確認）**

**指摘 144・高齢者福祉課**

平成 23 年又は平成 24 年頃，高齢者福祉課が作成している債権管理一覧表上の収入未済額と財務会計システム上の収入未済額が不一致となった原因を調査すべきである。

**(事実)**

平成 23 年又は平成 24 年頃，上記債権管理一覧表上の収入未済額と財務会計システム上の収入未済額が一致していないことが発覚したが，その不一致の原因を示す資料が保存されていない。

**(理由)**

正確な収入未済額の把握は，債権管理の基本であり，仮に正確な収入未済額が把握できない場合には，徴収手続をとることが困難になる。上記債権管理一覧表上の収入未済額と財務会計システム上の収入未済額が一致しない場合には，その原因を調査し，その調査結果に基づき修正する必要がある。

**(8) その他（証拠書類）**

**指摘 145・高齢者福祉課**

文書取扱規程 53 条 1 項に基づき，文書の原本を常に整理し，紛失しないように厳正に管理すべきである。

**(事実)**

平成 16 年度の包括外部監査の際に重要書類の一部紛失が判明したとのことであるが，重要書類が保存されているであろう債務者 2 名（サンプリング抽出）について改めて高齢者福祉課に確認したところ，借入申込書や決定通知書等書類の保管場所が，高齢者福祉課，本庁地下書庫，外部倉庫に分かれており，一元管理されていないことが分かった。また，誰のどの書類がどこに保存されているか高齢者福祉課では把握できておらず，紛失に至っている。

**(理由)**

文書取扱規程 53 条 1 項は，文書を常に整理し，紛失を防止しなければならないと定めている。

## 第 1 3 福祉電話貸与契約に係る負担金支払請求債権

### 1 監査対象部署

高齢者福祉課

### 2 監査対象債権の概要

- (1) 福祉電話貸与契約に係る負担金支払請求債権は、岡山市内に居住するひとり暮らし高齢者等に対して、電話によるひとり暮らし高齢者等の安否の確認、各種の相談を行うとともに、関係機関の協力を得てサービスを提供するため、福祉電話を貸与するものであり、昭和 48 年から開始された事業の支払請求債権である。岡山市内に住所を有するおおむね 67 歳以上の低所得世帯の者で、①常時ひとり暮らしの高齢者で定期的に安否の確認を必要とする者、②寝たきりの配偶者とのみ生計を共にしている者、③その他市長が特に必要と認めた者が利用することができる。

制度発足当初、N T T 電話加入権は高額で、金銭的問題から電話加入が出来ない高齢者がいたため、福祉的観点から電話加入権及び利用料金を給付する事業が開始された。

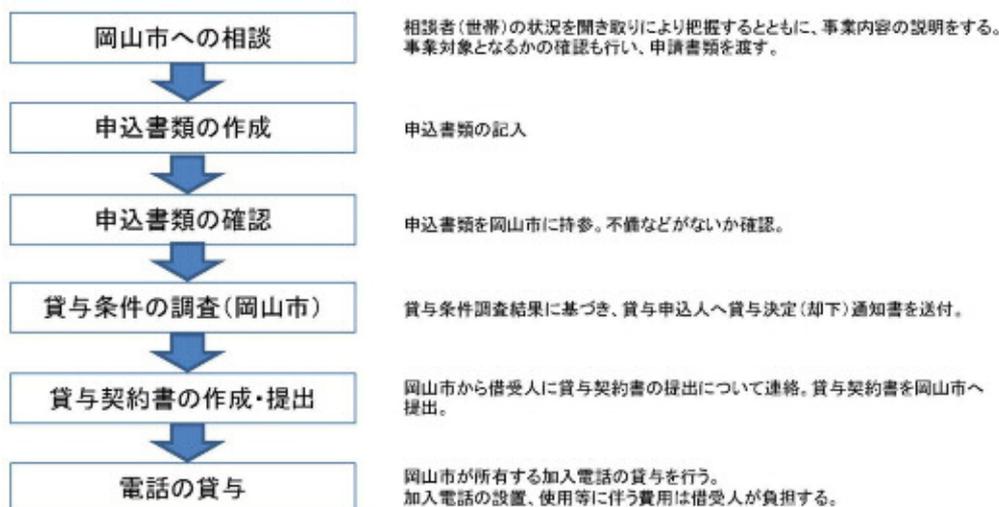
現在は、携帯電話の普及により、当事業の新規受付はしておらず、既存利用者の継続事業となっている。

- (2) 福祉電話の貸与にあたり、保証人を徴求していない。
- (3) 債権管理において主に参照している法令等は、民法、自治法、自治令、債権管理条例、債権管理条例施行規則、福祉電話貸与規則である。
- (4) 債権管理事務の執行に関するフローは、**高齢者福祉課資料 1～3**のとおりである。

## 高齢者福祉課資料 1（高齢者福祉課提供）

### 福祉電話貸与（フロー図）

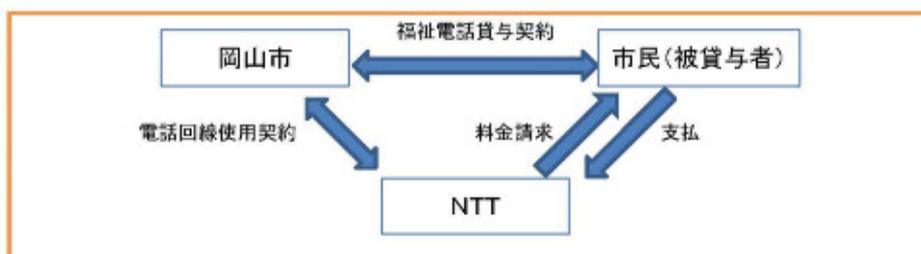
昭和48年から事業開始  
平成24年度より新規取扱を廃止  
既存利用者の管理を継続中



## 高齢者福祉課資料 2（高齢者福祉課提供）

### 福祉電話貸与契約に係る負担金支払請求債権の整理（フロー図）

昭和48年から事業開始  
平成24年度より新規取扱を廃止  
既存利用者の管理を継続中

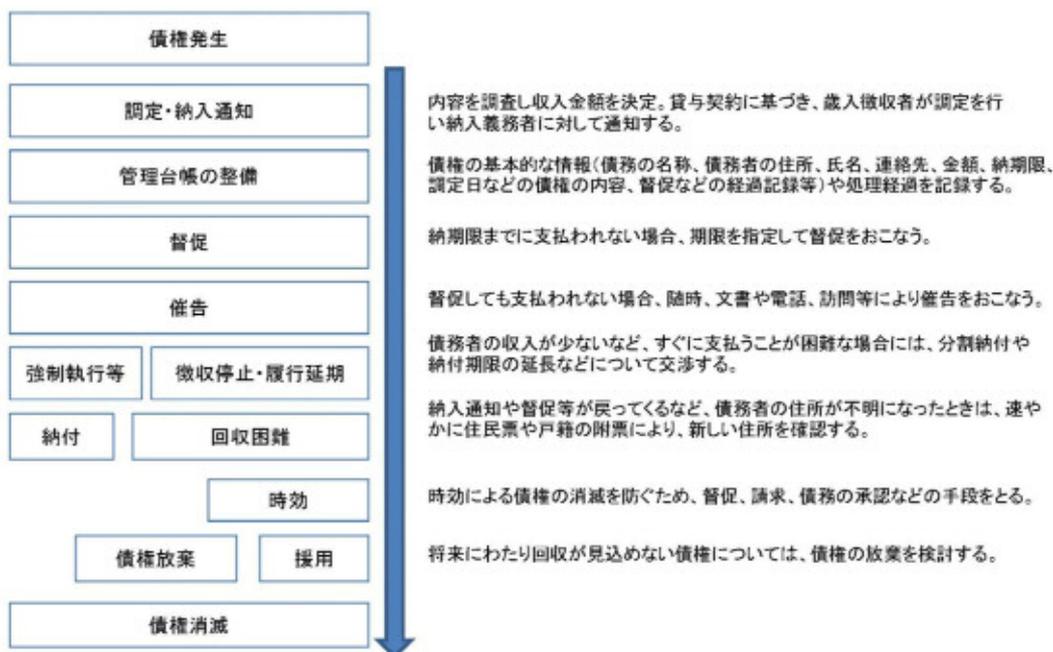


原則	市とNTTは電話回線使用契約を締結しており、市はNTTに対して回線使用料を支払わなければならない。市と被貸与者は福祉電話貸与契約を締結しており、被貸与者は市に対し福祉電話の使用に係る負担金を市に支払わなければならない。
例外	被貸与者がNTTに対して本来市が支払うべき回線使用料を支払うこと（第三者弁済）により、NTTの市に対する回線使用料支払請求債権を代位することとなる。市が持っている福祉電話貸与契約に基づく被貸与者に対する負担金支払請求債権と、被貸与者が代位した回線使用料支払請求債権とを相殺することによって、外形上はNTTと被貸与者が電話回線使用契約を結んでいるように見える。
市が被貸与者に対する請求債権の整理	被貸与者がNTTに回線使用料を支払わない場合は原則に則り、市がNTTに回線使用料を支払い、また、市は被貸与者に対し、福祉電話貸与契約に基づき負担金を請求することとなる。 市が被貸与者に対して有する福祉電話貸与契約に基づく負担金支払請求債権の消滅時効の起算点は、NTTが被貸与者に対して請求したときからと考えられる。民法166条1項により消滅時効は権利を行使できるときから進行するとされており、市が権利を行使できるのは被貸与者の負担金の額が確定するときから請求できると考えられ、それはNTTの回線使用料の額が確定し請求されたときであり、現実的にはNTTの請求書は被貸与者に直接郵送されるため、市が請求額や請求日を正確に把握できていないわけでは無いが、市がNTTに対し被貸与者に直接請求するように依頼していること、回線使用料の請求日はおおよそ想定できること、市は電話回線使用契約の当事者である回線使用料の額等の照会が可能であること等からすれば、NTTが被貸与者に請求したときを起算点とすることが妥当と考える。

## 高齢者福祉課資料 3（高齢者福祉課提供）

### 福祉電話貸与契約に係る負担金支払請求債権 債権管理(フロー図)

昭和48年から事業開始  
平成24年度より新規取扱を廃止  
既存利用者の管理を継続中



### 3 平成27年度から平成29年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
調定額	現年	21,489	0	0
	繰越	3,518,942	3,482,854	3,472,673
	合計	3,540,431	3,482,854	3,472,673
収入額	現年	2,515	0	0
	繰越	55,062	10,181	0
	合計	57,577	10,181	0
収入未済額	現年	18,974	0	0
	繰越	3,463,880	3,472,673	3,472,673
	合計	3,482,854	3,472,673	3,472,673
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	0	0	0
	合計	0	0	0

## 4 指摘・意見

### (1) 債権管理台帳

#### 指摘 146・高齢者福祉課

債権管理条例 4 条及び同施行規則 2 条の要件を満たした債権管理台帳を整備すべきである。

#### 指摘 147・高齢者福祉課

福祉電話貸与契約に係る負担金支払請求債権は、その債権管理に必要な情報を 1 つの債権管理台帳に集約し、統一的に管理すべきである。

#### (事実)

高齢者福祉課では、福祉電話貸与契約に係る負担金支払請求債権を管理するため、収入未済額残高一覧表という Excel ファイルと滞納整理台帳が存在する。

#### (理由)

債権管理条例 4 条及び同施行規則 2 条の要件を満たした債権管理台帳を整備しなければならない。また、債権管理に必要な情報を集約しなければ、当該情報へのアクセスに時間を要する等、非効率的である。

### (2) 催告

#### 指摘 148・高齢者福祉課

全ての滞納者に対して催告し、納付書を送付すべきである。

#### (事実)

高齢者福祉課では、過去の債権管理事務の引継ぎに従って、特定の滞納者のみに納付書を毎月送付しているが、特定の債務者のみに納付書を送付している理由について説明できなかった。

#### (理由)

一部の滞納者のみに催告し、納付書を送付することは、負担の公平性に欠ける。

### (3) 納付書

#### 指摘 149・高齢者福祉課

債務者に対して送付する納付書には、納期限を記載すべきである。

#### (事実)

債務者が NTT への支払いを怠った場合、福祉電話の利用が停止される直前に、高齢者福祉課が NTT に代払いする。この場合、高齢者福祉課が債務者に対して送付する納付書に納期限が記載されていない。

**(理由)**

会計規則 37 条 2 項及び同条 1 項は、納付書によって収入すべきものは、納期限等を示して、納入義務者に交付すると定めている。

**(4) 所在調査**

**指摘 150・高齢者福祉課**

**所在を把握していない滞納者について、所在調査を実施すべきである。**

**(事実)**

所在を把握していない滞納者について、所在調査を実施していない。

**(理由)**

「所在（が）不明」（債権管理条例 10 条 2 号）とは、「住民票，戸籍の附票，外国人登録，商業登記簿等の照会及び居住地，勤務先への現地調査（近隣住民等からの聴取り調査）をしても所在が判明しない場合」をいう（非強制徴収債権用マニュアル参照）。そのため、所在調査を実施しなければ、「所在（が）不明」はいえない。債権管理の方針を決定するためには、所在調査を実施する必要がある。

**(5) 財産調査**

**意見 68・高齢者福祉課**

**債権管理方針を決定するにあたり、滞納者の資産・負債，収入・支出等について、資料の提出を求める等して調査を徹底するのが望ましい。**

**(事実)**

滞納者の財産調査が行われていない。

**(理由)**

滞納者の資産・負債，収入・支出等を調査しなければ、滞納者の支払能力や強制執行可能な財産を把握できず、履行延期の特約（自治令 171 条の 6，債権管理条例 11 条）をすべきか、訴訟手続

等の法的措置をとるべきか（自治令 171 条の 2，債権管理条例 7 条）等，債権管理の方針が決定できない。

(6) 時効

**指摘 151・高齢者福祉課**

消滅時効の中断事由が生じた場合，債権管理台帳に記録すべきである。

(事実)

滞納者について，消滅時効の中断事由を記録していない。

(理由)

督促，一部納付，分納誓約等の消滅時効の中断事由（自治法 236 条 3 項，同条 4 項，民法 147 条）が生じた場合に，これを記録しなければ，消滅時効の起算点を正確に把握することができず，時効管理ができない。

(7) 遅延損害金

**指摘 152・高齢者福祉課**

納期限までに納付しない場合，遅延損害金の徴収努力をすべきである。

(事実)

高齢者福祉課では，福祉電話貸与規則，福祉電話貸与契約書に「遅延損害金又は違約金の約定利率」が明記されていないため，遅延損害金を徴収できないと考えて，請求していない。

(理由)

納期限までに納付しない場合，福祉電話貸与契約に係る負担金支払請求債権が，私債権であり，特別の規定がない限り，民法 419 条 1 項及び民法 404 条に基づき，原則として年 5 分の遅延損害金を徴収することができる。

(8) その他（残高の確認）

**指摘 153・高齢者福祉課**

高齢者福祉課が作成している収入未済額残高一覧表上の収入未済額と財務会計システム上の収入未済額が一致していない原因を調査し，その調査結果に基づき修正すべきである。

(事実)

上記収入未済額残高一覧の収入未済額と財務会計システム上

の収入未済額が一致していない。

**(理由)**

正確な収入未済額の把握は、債権管理の基本であり、仮に正確な収入未済額が把握できない場合には、徴収手続をとることが困難になる。上記収入未済額残高一覧表上の収入未済額と財務会計システム上の収入未済額が一致しない場合には、その原因を調査し、その調査結果に基づき修正する必要がある。

## 第 1 4 災害援護資金貸付金

### 1 監査対象部署

福祉援護課

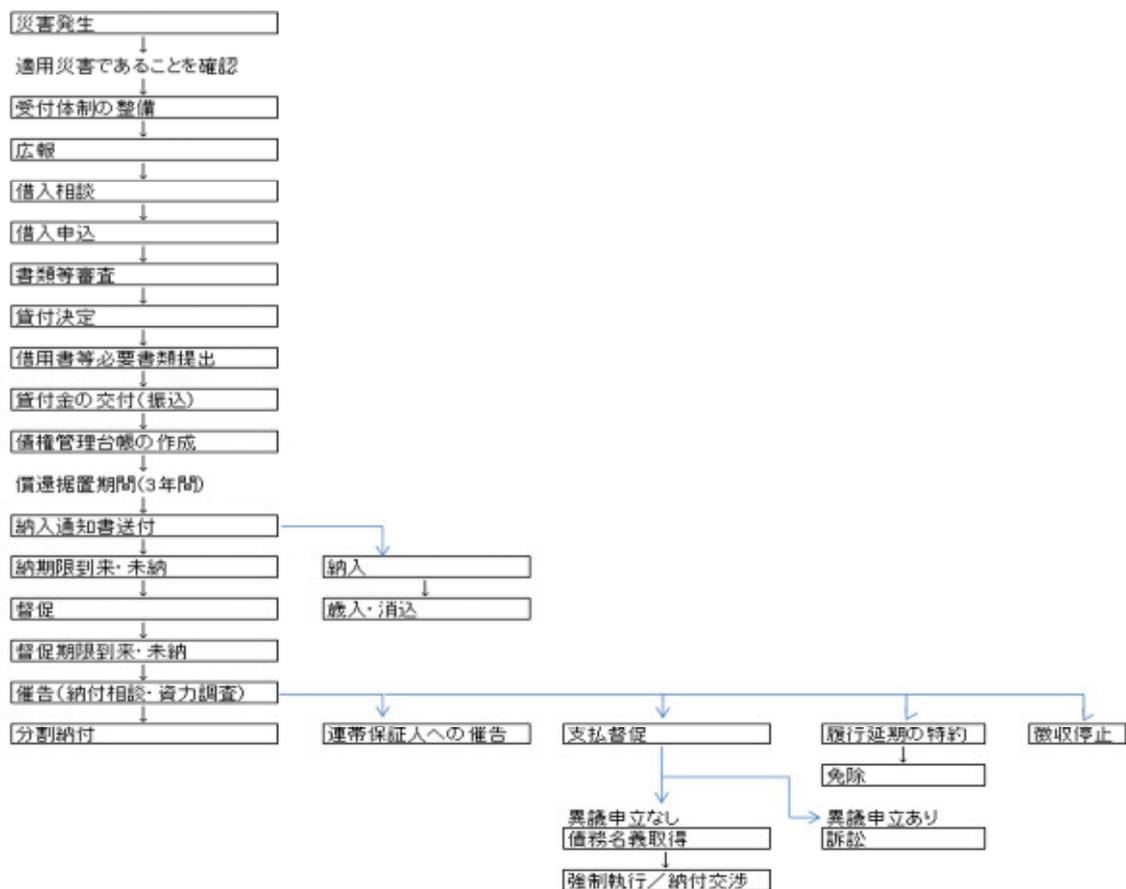
### 2 監査対象債権の概要

- (1) 災害援護資金貸付金は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）及び同法施行令（昭和 48 年政令第 374 号）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とした貸付金である。

現在は、平成 10 年 10 号台風による貸付金 3,824,204 円（3 人）と、平成 16 年 16 号台風による貸付金 2,511,269 円（2 人）の債権回収事務のみが残っている。

- (2) 災害援護資金の貸付けにあたり、連帯保証人 1 人を徴求している。
- (3) 債権管理において主に参照している法令等は、自治法、災害弔慰金の支給等に関する法律、自治令、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令、災害弔慰金の支給が行われる災害の範囲等（内閣府告示）、債権管理条例、岡山市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年市条例第 41 号）、債権管理条例施行規則、岡山市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和 49 年市規則第 52 号）等である。
- (4) 債権管理事務の執行に関するフローは、**福祉援護課資料 1** のとおりである。

### 福祉援護課資料 1 (福祉援護課提供)



### 3 平成27年度から平成29年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
調定額	現年	0	0	0
	繰越	6,923,813	6,883,813	6,604,643
	合計	6,923,813	6,883,813	6,604,643
収入額	現年	0	0	0
	繰越	40,000	279,170	269,170
	合計	40,000	279,170	269,170
収入未済額	現年	0	0	0
	繰越	6,883,813	6,604,643	6,335,473
	合計	6,883,813	6,604,643	6,335,473
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	0	0	0
	合計	0	0	0

## 4 指摘・意見

### (1) 保証人

#### 指摘 154・福祉援護課

督促後、少なくとも1年を経過してもなお納付されない場合には、連帯保証人に対して請求すべきである。

#### (事実)

滞納者が一度も支払いをしない場合には、連帯保証人に対して請求しているが、滞納者が一部支払いをしている場合には、支払いが滞ったとしても、連帯保証人に対して請求していない。

#### (理由)

督促後、少なくとも1年を経過してもなお納付されない場合には、(連帯)保証人に対して履行を請求しなければならない(自治令171条の2、債権管理条例7条1号、同施行規則4条)。

### (2) 法的措置(訴訟手続等)

#### 指摘 155・福祉援護課

督促後、少なくとも1年を経過してもなお納付されないときは、徴収停止(自治令171条の5、債権管理条例10条)又は履行延期の特約(自治令171条の6、債権管理条例11条)その他特別の事情があると認める場合を除き、連帯保証人に対する請求を行い、それでもなお納付されなければ、訴訟手続等の法的措置(自治令171条の2、債権管理条例7条、同施行規則4条)をすべきである。

#### (事実)

滞納者に対して電話や文書により年1~2回催告しているが、その後、徴収手続をとったのは一部の債権にとどまり、大部分の債権については、債権管理の方針が決定されていなかった。また、滞納者の財産調査により不動産を所有していることを把握しながら、時効期間が経過した債権があった。

#### (理由)

督促後、少なくとも1年を経過してもなお履行されない場合には、徴収停止又は履行延期の特約その他特別の事情があると認める場合でない限り、訴訟手続等の法的措置をとらなければならない。

### (3) 債権放棄

#### 指摘 156・福祉援護課

滞納者が「著しい生活困窮状態」(債権管理条例 13 条 1 項 6 号)に該当する可能性がある場合には、同号に基づき債権放棄できるか否かを検討すべきである。

#### (事実)

福祉援護課では、一部の滞納者に対してのみしか財産調査を行っておらず、滞納者(保証人を含む。)が「著しい生活困窮状態」(債権管理条例 13 条 1 項 6 号)に該当するか否かの調査や、債権放棄の検討ができていない債権がある。

#### (理由)

債権管理条例 13 条 1 項は、「債権管理を効率的に進めるため、将来にわたり回収が見込めない債権については放棄をする」ことを認めている(債権管理条例逐条解説参照)。そこで、滞納者が「著しい生活困窮状態」に該当する可能性がある場合には、同条 1 項 6 号が定める要件に該当する事実の有無を積極的に調査し、債権放棄できるか否かを検討する必要がある。

### (4) 時効

#### 指摘 157・福祉援護課

消滅時効期間を経過しないように、時効中断の措置をとることに努めるべきである。

#### (事実)

福祉援護課では、時効中断の措置を検討することなく、消滅時効期間が経過している債権がある。

#### (理由)

災害援護資金貸付金は、岡山市の「財産」(自治法 237 条 1 項)であり、消滅時効期間を経過しないように、時効中断の措置をとることに努めるべきである。

### (5) 債権管理マニュアル、債権管理事務の引継ぎ

#### 指摘 158・福祉援護課

債権管理マニュアル及び債権管理事務(ノウハウ等)の引継ぎに関する様式を整備するべきである。

#### (事実)

福祉援護課では、債権管理マニュアルや引継書を作成していな

い。

**(理由)**

債権管理担当者の人事異動にかかわらず，適正かつ効率的に債権管理事務が執行されるためには，債権管理担当者の人事異動の際に円滑に債権管理事務（ノウハウ等）の引継ぎがなされなければならない。そのためには，債権管理マニュアル及び債権管理事務（ノウハウ等）の引継ぎに関する様式を整備する必要がある。

## 第 15 障害者住宅整備資金貸付金償還金

### 1 監査対象部署

障害福祉課

### 2 監査対象債権の概要

- (1) 障害者住宅整備資金貸付金償還金は、昭和 49 年から障害者住宅整備資金貸付条例（昭和 49 年当時は岡山市在宅重度身体障害者居室等整備資金貸付条例）に基づき、障害者の日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的として、在宅の障害者又は障害者と同居する世帯に対して、障害者のための居室等を増改築又は改造するために必要な資金の貸付けを行ったものの償還金である。

平成 7 年に同条例に基づく貸付けは終了しており、現在は残債権の管理のみを行っている。

平成 29 年 3 月 31 日時点で 5 件の債権が残っている。

- (2) 障害者住宅整備資金の貸付けにあたり、連帯保証人 1 人を徴求している。
- (3) 債権管理において主に参照している法令等は、民法、自治法、債権管理条例である。
- (4) 債権管理事務の執行に関するフローは、債権対策室作成の非強制徴収債権管理事務執行フロー図（第 3 章の 3(2)）のとおりである。

### 3 平成 27 年度から平成 29 年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	0	0	0
	繰越	7,299,647	7,139,647	4,873,238
	合計	7,299,647	7,139,647	4,873,238
収入額	現年	0	0	0

	繰越	160,000	210,000	220,000
	合計	160,000	210,000	220,000
収入未済額	現年	0	0	0
	繰越	7,139,647	6,929,647	4,653,238
	合計	7,139,647	6,929,647	4,653,238
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	0	2,056,409	0
	合計	0	2,056,409	0

#### 4 指摘・意見

##### (1) 債権管理台帳

###### 指摘 159・障害福祉課

債権管理条例 4 条及び同施行規則 2 条の要件を満たした債権管理台帳を整備すべきである。

###### (事実)

債権管理台帳は作成しておらず、債権管理に必要な情報は、償還台帳、Excel ファイル（滞納明細）、滞納者によっては居室整備資金訪問・督促等記録簿、Word ファイル等に分散して記録されている。

###### (理由)

債権管理条例 4 条及び同施行規則 2 条の要件を満たした債権管理台帳を整備しなければならない。また、債権管理に必要な情報が債権管理台帳に集約されなければ、当該情報へのアクセスに時間を要する等、非効率的であるし、また、当該情報が分散化し、ミスが生じやすい状況になり得る。

##### (2) 催告

###### 指摘 160・障害福祉課

督促後も納付されない場合には、定期的に催告すべきである。

###### (事実)

催告は、年 1 回、年度初めに全額を支払うように催告書を送付する（分納誓約者を除く。）のみである。

###### (理由)

督促にもかかわらず納付されない場合には、定期的に催告を行

うことが徴収上有効である。

### (3) 財産調査

#### **意見 69・障害福祉課**

債権管理方針を決定するにあたり、滞納者の資産・負債、収入・支出等について、資料の提出を求める等して調査を徹底するのが望ましい。

#### **(事実)**

滞納者の資産・負債、収入・支出等を調査しておらず、調査するための同意書も取得していない。また、滞納者の破産に関する情報を収集していない。さらに、滞納者から申出がない限り納付相談を行っていないし、納付相談を行う場合において聴取すべき事項の基準もない。

#### **(理由)**

滞納者の資産・負債、収入・支出等を調査しなければ、滞納者の支払能力や強制執行可能な財産を把握できず、履行延期の特約（自治令 171 条の 6，債権管理条例 11 条）をすべきか，訴訟手続等の法的措置をとるべきか（自治令 171 条の 2，債権管理条例 7 条）等，債権管理の方針が決定できない。

### (4) 法的措置（訴訟手続等）

#### **指摘 161・障害福祉課**

督促後、少なくとも 1 年を経過してもなお納付されないときは、徴収停止（自治令 171 条の 5，債権管理条例 10 条）又は履行延期の特約（自治令 171 条の 6，債権管理条例 11 条）その他特別の事情があると認める場合を除き、連帯保証人に対する請求等を行い、それでもなお納付されなければ、訴訟手続等の法的措置（自治令 171 条の 2，債権管理条例 7 条，同施行規則 4 条）をすべきである。

#### **(事実)**

督促後、1 年を経過してもなお納付されない障害者住宅整備資金貸付金償還金について、連帯保証人への請求を含めて訴訟手続等の法的措置がとられていない。

#### **(理由)**

督促後、少なくとも 1 年を経過してもなお納付されない場合には、徴収停止又は履行延期の特約その他特別の事情があると認め

る場合でない限り，連帯保証人に対する請求等を行い，それでもなお納付されなければ，訴訟手続等の法的措置をとらなければならない。

## (5) 分納誓約

### 指摘 162・障害福祉課

分納誓約は，必ず，滞納者の資産・負債，収入・支出等の状況を具体的に把握した上で，その裏付けとなる資料の提出を求め，分割納付が客観的・合理的にみてやむを得ないといえるか否かを検討すべきである。

#### (事実)

障害福祉課において，滞納者から分納誓約を受け入れるか否かの基準がない。また，分納誓約を受け入れるにあたって，滞納者の収入等の資料の提出を徴求していない。分納期間が最長 14 年の分納誓約がある。

#### (理由)

滞納者が経済的な理由で一括納付が困難な場合，まず履行延期の特約（自治令 171 条の 6，債権管理条例 11 条）等が検討されるべきである。仮に徴収上有利であるとしても，分納誓約は，「履行延期の特約等と異なり履行期限を延長するものではなく，あくまでも返済計画に則った返済の継続を条件として，事実上強制執行等の手続を猶予」するものであるが，「安易に運用することは，健全な財政運営を害し，履行延期の特約等を定めた法令の趣旨に反するおそれがある」。そこで，「運用にあたっては，必ず，債務者の資産・負債，収入・支出等の状況を具体的に把握した上で，その裏付けとなる資料の提出を求め，分割納付が客観的・合理的にみてやむを得ないといえることが必要」である（以上について，非強制徴収債権用マニュアル）。分納期間が最長 14 年の分納誓約は，およそ徴収上有利であるとは言い難い。

## (6) 債権放棄

### 意見 70・障害福祉課

消滅時効期間を経過した債権は，債権管理条例 13 条 1 項 5 号に従って，債権放棄するのが望ましい。

#### (事実)

現在，債権管理している 5 件のうち 2 件が消滅時効期間を経過

した債権であるが、上記 2 件について債権放棄を検討していない。

**(理由)**

債権管理条例 13 条 1 項 5 号は、「私債権の債権管理を効率的に進める観点から、債務者が時効を援用（時効の成立を主張すること）する前であっても、援用しない旨の意思が明確である場合を除き、時効期間の満了を以て放棄することを認めた」規定である（債権管理条例逐条解説参照）から、消滅時効期間を経過した債権について債権放棄をすることができる。

**(7) 違約金**

**指摘 163・障害福祉課**

**納期限までに納付しなかった場合、違約金の徴収努力をすべきである。**

**(事実)**

違約金について、障害者住宅整備資金貸付条例 15 条 2 項各号のいずれかに該当するか検討することなく、請求していない。

**(理由)**

違約金について、障害者住宅整備資金貸付条例 15 条 2 項各号のいずれかに該当するか検討することなく、請求しないのであれば、同条例 16 条に反するし、また、償還期限までに支払いを行った者との公平性が損なわれる。

**■障害者住宅整備資金貸付条例**

**第 15 条** 借受人は、第 5 条第 2 項に定められた償還期限までに所定の元金及び利子を市に償還しなければならない。

2 市長は、次の各号の一に該当する場合においてやむをえないと認められるときは、資金の全部又は一部の償還を規則で定めるところにより猶予することができる。

(1) 災害その他特別の事情により借受人が定められた償還期限までに貸付金を償還することが著しく困難になつたと認められるとき。

(2) 災害その他借受人の責めに帰することができない理由により借受人が貸付けを受けて増改築又は改造した居室等が滅失したとき。

**第 16 条** 市長は、借受人が定められた償還期限までに貸付金を返還せず、又は第 14 条第 2 号の規程による請求を受けた金額を支払わなかったときは、定められた償還期限の翌日から支払日までの日数に応じ、その延滞した額につき年 10 パーセントの割合で計算した違約金を支払うべきことを請求することがで

きる。ただし、前条第2項各号のいずれかに該当すると認められるときは、この限りでない。

2（以下省略）

(8) その他（証拠書類）

**指摘 164・障害福祉課**

文書取扱規程 53 条 1 項に基づき、文書の原本を整理し、紛失しないように厳正に管理すべきである。

（事実）

現在の滞納者 5 件のうち 2 件において、当初の貸付けに関する契約書を紛失している。そのため、平成 28 年頃には法的措置をとることを断念した経緯がある。

（理由）

文書取扱規程 53 条 1 項は、文書を常に整理し、紛失を防止しなければならないと定めている。

(9) その他（収入未済額の突合）

**指摘 165・障害福祉課**

納付書による納付を財務システム上で定期的に確認し、納付が確認できた場合には、障害福祉課作成の Excel ファイル上で消し込みを速やかに行うべきである。

（事実）

領収済通知書は、会計課に送付され、財務会計システムに反映されるが、障害福祉課には送付されない。そのため、障害福祉課は、財務会計システム上で納付書による納付を確認しているが、その確認時期が不定期である。また、上記 Excel ファイル上で消し込みを行う時期は年度初めの年 1 回のみである。

（理由）

納付書による納付を定期的に確認し、納付が確認できた場合には、上記 Excel ファイル上で消し込みを速やかに行わなければ、収入未済額を正確に把握できないおそれがある。

## 第 1 6 電力料徴収金・水道料等徴収金

### 1 監査対象部署

市場事業部

### 2 監査対象債権の概要

- (1) 岡山市中央卸売市場及び岡山市花き地方卸売市場において、市場施設を使用した際の電力、電話、ガス、上下水道及び冷暖房等の費用は、使用者の負担とされている（中央卸売市場業務条例 82 条 2 項、花き地方卸売市場業務条例 64 条 2 項）。

電力及び上下水道の費用の算定は、計器その他によるものとされ、これにより難い事由があるときは、市場事業管理者の認定によるものとされている（中央卸売市場業務条例施行規程 94 条 2 項、花き地方卸売市場業務条例施行規程 59 条 2 項）。

上記に基づき、電力料については、市場事業部が中国電力株式会社と一括契約し、毎月岡山市中央卸売市場と岡山市花き地方卸売市場それぞれ、市場事業部が中国電力株式会社に支払った額を総使用量で割って単価を計算する。その単価から各使用者の使用量に応じて、市場事業部が電力料徴収金として各使用者に請求している。

水道料についても、同じく市場事業部が水道局と一括契約して、市場全体の水道料金（上水）及び下水道使用料を支払っている。

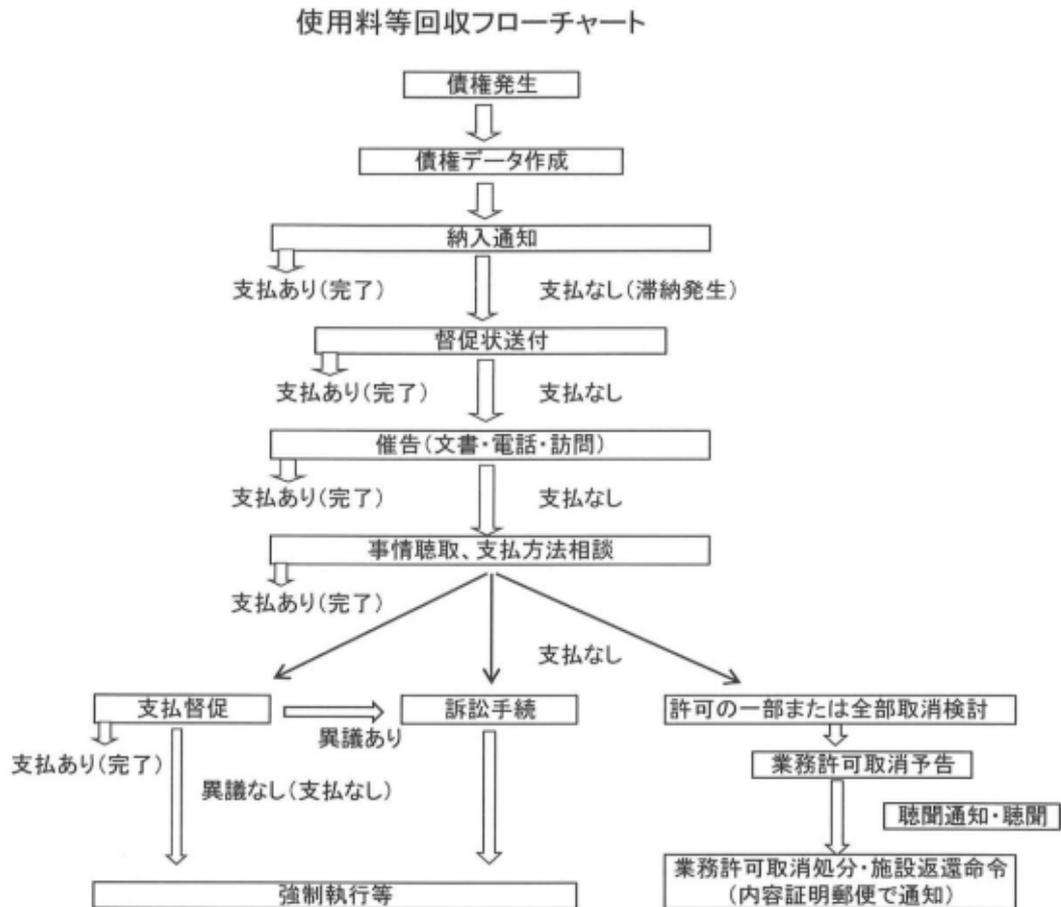
総額料金を総使用量で割って単価を計算し、水道料等徴収金として各使用者の使用量に応じて請求している。

電力料及び水道料等は、各使用者が当月分を翌日末日までに岡山市が発行する納入通知書又は口座振替の方法により納付する（中央卸売市場業務条例施行規程 95 条 1 項、同条 2 項、花き地方卸売市場業務条例施行規程 60 条 1 項、同条 2 項）。

- (2) 電力料及び水道料等の請求にあたり、保証人を徴収していない。
- (3) 債権管理において主に参照している法令等は、民法，自治法，自治令，分担金条例，債権管理条例，中央卸売市場業務条例，花き地方卸売市場業務条例，債権管理条例施行規則，中央卸売市場業務条例施行規程，花き地方卸売市場業務条例施行規程である。

(4) 債権管理事務の執行に関するフローは、市場事業部資料 1 のとおりである。

市場事業部資料 1 (市場事業部提供)



3 平成 27 年度から平成 29 年度までの収入未済等の状況

電力料徴収金及び水道料等徴収金の現年収入額及び現年収入未済額は各年度の翌年度 4 月末時点で集計した。これは、各年度末時点で集計すると、電力料徴収金及び水道料等徴収金が、公営企業会計であり、滞納が生じていない正常未済額も収入未済額に含まれることから、各年度末の収入未済額から正常未済額を除くために行った。

単位：円

電力料徴収金		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	96,697,714	84,533,826	91,304,167

	繰越	1,441,996	2,046,547	1,446,776
	合計	98,139,710	86,580,373	92,750,943
収入額（現年は翌年度4月末時点）	現年	94,970,115	83,520,418	89,840,078
	繰越	1,123,048	1,613,179	804,403
	合計	96,093,163	85,133,597	90,644,481
収入未済額（現年は翌年度4月末時点）	現年	1,727,599	1,013,408	1,464,089
	繰越	318,948	433,368	642,373
	合計	2,046,547	1,446,776	2,106,462
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	0	0	0
	合計	0	0	0

単位：円

水道料等徴収金		平成27年度	平成28年度	平成29年度
調定額	現年	33,939,685	31,702,864	30,677,834
	繰越	788,559	1,803,427	1,398,089
	合計	34,728,244	33,506,291	32,075,923
収入額（現年は翌年度4月末時点）	現年	32,394,790	31,231,083	29,318,745
	繰越	530,027	877,119	581,341
	合計	32,924,817	32,108,202	29,900,086
収入未済額（現年は翌年度4月末時点）	現年	1,544,895	471,781	1,359,089
	繰越	258,532	926,308	816,748
	合計	1,803,427	1,398,089	2,175,837
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	0	0	0
	合計	0	0	0

#### 4 指摘・意見

##### (1) 債権管理台帳

###### 指摘 166・市場事業部

債権管理条例4条及び同施行規則2条の要件を満たした債権管理台帳を整備すべきである。

###### 意見 71・市場事業部

電力料徴収金及び水道料等徴収金は、1つの債権管理台帳に情報を集約し統一的に管理することが望ましい。

**(事実)**

主として Access ファイルを使用して債権を管理しているが、その他にも滞納者の個人情報が入力された Excel ファイル、交渉履歴が入力された Excel ファイル又は Word ファイルがある。

**(理由)**

債権管理条例 4 条及び同施行規則 2 条の要件を満たした債権管理台帳を整備しなければならない。上記 Access ファイル、Excel ファイル、Word ファイルは、いずれも単独では債権管理条例 4 条及び同施行規則 2 条の要件を満たしていない。また、債権管理に必要な情報が集約されなければ、当該情報へのアクセスに時間を要する等、非効率的であるし、また、当該情報が分散化し、ミスが生じやすい状況になり得る。

**(2) 督促**

**指摘 167・市場事業部**

**納期限までに納付されない場合には、納期限後 20 日以内に督促すべきである。**

**(事実)**

督促状は、滞納が発生した月の翌月に、滞納者の事業所に訪問して交付するようにしているとのことであるが、納期限後 20 日以内に交付できていない月がある。

**(理由)**

督促は、「納期限後 20 日まで」に行わなければならない（自治令 171 条、債権管理条例 5 条、同施行規則 3 条 1 項）。

**(3) 財産調査**

**意見 72・市場事業部**

**債権管理方針を決定するにあたり、滞納者の資産・負債、収入・支出等について、資料の提出を求める等して調査を徹底するのが望ましい。**

**(事実)**

滞納者について過去に商業登記事項を 1 件確認したことがあるのみで、その他に滞納者に関する情報を収集していない。また、滞納者から情報取得のための同意書も取得していない。

**(理由)**

滞納者の資産・負債、収入・支出等を調査しなければ、滞納者

の支払能力や強制執行可能な財産を把握できず、履行延期の特約（自治令 171 条の 6，債権管理条例 11 条）をすべきか，訴訟手続等の法的措置をとるべきか（自治令 171 条の 2，債権管理条例 7 条）等，債権管理の方針が決定できない。

#### (4) 法的措置（訴訟手続等）

##### **指摘 168・市場事業部**

督促後，少なくとも 1 年を経過してもなお納付されないときは，徴収停止（自治令 171 条の 5，債権管理条例 10 条）又は履行延期の特約（自治令 171 条の 6，債権管理条例 11 条）その他特別の事情があると認める場合を除き，訴訟手続等の法的措置（自治令 171 条の 2，債権管理条例 7 条，同施行規則 4 条）をすべきである。

##### **（事実）**

督促をしても支払いがない滞納者に対して，どのように対応するか基準がない。法的措置を過去にとったものもあるが，法的措置がとられていないものもある。

##### **（理由）**

督促後，少なくとも 1 年を経過してもなお納付されない場合には，徴収停止又は履行延期の特約その他特別の事情があると認める場合でない限り，訴訟手続等の法的措置をとらなければならない。

#### (5) 分納誓約

##### **指摘 169・市場事業部**

分納誓約は，必ず，滞納者の資産・負債，収入・支出等の状況を具体的に把握した上で，その裏付けとなる資料の提出を求め，分割納付が客観的・合理的にみてやむを得ないといえるか否かを検討すべきである。また，分納誓約書に，期限の利益喪失文言を記載しないようにすべきである。

##### **（事実）**

市場事業部において，滞納者から分納誓約を受け入れるか否かの基準がない。また，分納誓約を受け入れるにあたって，滞納者の収入等の資料の提出を徴求していない。市場事業部において使用している納付誓約書の書式（市場事業部資料 2）には，期限の利益喪失文言の記載がある。

### (理由)

滞納者が経済的な理由で一括納付が困難な場合、まず履行延期の特約（自治令 171 条の 6、債権管理条例 11 条）等が検討されるべきである。仮に徴収上有利であるとしても、分納誓約は、「履行延期の特約等と異なり履行期限を延長するものではなく、あくまでも返済計画に則った返済の継続を条件として、事実上強制執行等の手続を猶予」するものであるが、「安易に運用することは、健全な財政運営を害し、履行延期の特約等を定めた法令の趣旨に反するおそれがある」。そこで、「運用にあたっては、必ず、債務者の資産・負債、収入・支出等の状況を具体的に把握した上で、その裏付けとなる資料の提出を求め、分割納付が客観的・合理的にみてやむを得ないといえることが必要」である（以上について、非強制徴収債権用マニュアル）。また、分納誓約書に期限の利益喪失文言があると、滞納者において履行期限の延期ととらえられるおそれがある。

市場事業部資料 2 (市場事業部提供)

施設使用料等納付誓約書兼納付計画書

滞納使用料等金額		[Redacted]	
滞納使用料等の内訳			
滞納期間 (年月)	種別	金額	
平成28年 [Redacted]	施設使用料	[Redacted]	
平成28年 [Redacted]	電力料徴収金	[Redacted]	
平成28年 [Redacted]	水道料等徴収金	[Redacted]	

納付計画					
●納付計画または分割納付計画					
回数	誓約履行年月日	納付額	回数	誓約履行年月日	納付額
第1回	[Redacted]	100,000円	第13回	[Redacted]	100,000円
第2回	[Redacted]	100,000円	第14回	[Redacted]	100,000円
第3回	[Redacted]	100,000円	第15回	[Redacted]	100,000円
第4回	[Redacted]	100,000円	第16回	[Redacted]	100,000円
第5回	[Redacted]	100,000円	第17回	[Redacted]	100,000円
第6回	[Redacted]	100,000円	第18回	[Redacted]	100,000円
第7回	[Redacted]	100,000円	第19回	[Redacted]	100,000円
第8回	[Redacted]	100,000円	第20回	[Redacted]	100,000円
第9回	[Redacted]	100,000円	第21回	[Redacted]	100,000円
第10回	[Redacted]	100,000円	第22回	[Redacted]	100,000円
第11回	[Redacted]	100,000円	第23回	[Redacted]	100,000円
第12回	[Redacted]	100,000円	第24回	[Redacted]	74,197円

私が滞納している施設使用料、電気料徴収金及び水道料等徴収金（以下、使用料等）は、上記のとおりであることを確認し、その支払いについて下記のとおり誓約します。

- 平成28年10月以降の使用料等については、所定の期限までに納付するとともに滞納している使用料等については上記納付計画のとおり分割して支払います。
- 前項記載の金額の支払いを1度でも怠ったときは、期限の利益を喪失したうえで法律・条例に基づきいかなる処分を受けても異議を申しません。

なお、分納に伴う遅延損害金については、民法第404条の定めのとおり年利5%とし、その支払方法については別途、協議します。

[Redacted]  
岡山市市場事業管理者 様

住 所 [Redacted]  
法人名 (商号) [Redacted]  
代表者氏名 [Redacted]  
電話番号 [Redacted]

(6) 時効

指摘 170・市場事業部

電力料徴収金及び水道料等徴収金の消滅時効期間を5年として管理すべきである。

**(事実)**

市場事業部においては、電力料徴収金及び水道料等徴収金について消滅時効期間を10年として管理している。

**(理由)**

電力料徴収金及び水道料等徴収金は、施設使用料と合わせて毎月請求しているものであり、1年より短い期間によって定めた金銭の給付を目的とする債権であるから、その消滅時効期間は5年と考えられる(民法169条)。

**(7) 時効**

**指摘 171・市場事業部**

**時効中断事由を Access ファイル等に記録し、時効管理すべきである。また、消滅時効は、年月日で管理すべきである。**

**(事実)**

市場事業部では、時効中断事由を記録していない。消滅時効は滞納が発生した年月を基準に管理している。

**(理由)**

督促、一部納付、分納誓約等の消滅時効の中断事由(自治法236条3項, 同条4項, 民法147条)が生じた場合に、これを記録しなければ、消滅時効の起算点を正確に把握することができず、時効管理ができない。また、消滅時効は、権利を行使できる時から進行することから、年月日で管理する必要がある。

**(8) 債権管理マニュアル、債権管理事務の引継ぎ**

**意見 73・市場事業部**

**債権管理マニュアル及び債権管理事務(ノウハウ等)の引継ぎに関する様式を整備するのが望ましい。**

**(事実)**

市場事業部において、債権管理マニュアルが整備されていない。また、債権管理担当者の人事異動の際に、債権管理事務(ノウハウ等)の引継書も作成されていない。債権管理担当者が Access ファイルを有効に活用できず、Access ファイルから督促状を直接打ち出す機能があることが平成30年12月4日に判明する等の事例があった。

**(理由)**

債権管理担当者の人事異動にかかわらず、適正かつ効率的に債

債管理事務が執行されるためには、人事異動の際に円滑に債管理事務（ノウハウ等）の引継ぎがなされなければならない。そのためには、債管理マニュアル及び債管理事務（ノウハウ等）の引継ぎに関する様式を整備することが望ましい。

#### (9) 遅延損害金

##### **指摘 172・市場事業部**

**納期限までに納付しなかった場合、遅延損害金の徴収努力をすべきである。**

##### **（事実）**

遅延損害金を請求していない。分納誓約書にも遅延損害金の記載があるが、分納誓約をした滞納者がさらに遅滞しても遅延損害金の請求をしていない。また、支払督促等の法的措置をとった場合は、遅延損害金も請求しているが、強制執行しない限り実際には徴収されていない。

##### **（理由）**

納期限までに納付しない場合、電力料徴収金及び水道料等徴収金が、私債権であり、特別の規定がない限り、民法 419 条 1 項及び民法 404 条に基づき、原則として年 5 分の遅延損害金を徴収することができる。このような規定に基づくことなく、滞納者によって遅延損害金の取扱いを区別することは、負担の公平性に欠ける。

#### (10) その他（保証金充当）

##### **意見 74・市場事業部**

**滞納額の増加を防ぐため、滞納者が施設使用期間中であっても預託している保証金の充当を検討することが望ましい。**

##### **（事実）**

滞納者が退去している場合には、滞納者が預託している保証金から滞納額に充当しているが、滞納者が施設使用を継続している場合には、保証金から滞納額を充当していない。

##### **（理由）**

中央卸売市場業務条例 39 条 4 項、同 12 条 1 項又は岡山市花き地方卸売市場業務条例 34 条 4 項、同 17 条 1 項では、「卸売業者が、使用料、保管料その他市場に関して市に納付すべき金額の納付を怠ったとき」は、保証金をこれに充てることができる」と定め

ている。

#### ■中央卸売市場業務条例

**第 39 条 4 項** 第 10 条第 2 項及び第 3 項，第 11 条，第 12 条第 1 項及び第 13 条の規定は，第 1 項の保証金について準用する。

**第 12 条 1 項** 管理者は，卸売業者が使用料，保管料その他市場に関して市に納付すべき金額の納付を怠ったときは，次項の優先して弁済を受ける権利に優先して，保証金をこれに充てることができる。

(花き卸売市場業務条例 34 条 4 項，同 17 条 1 項も同旨)

#### (11) その他（名義人ではない者への請求）

##### 指摘 173・市場事業部

滞納が発生した場合の督促及び催告は，使用許可を受けている名義人本人に対して行うべきである。

##### （事実）

使用許可を受けている名義人と，実際に店舗で責任者として営業活動を行っている使用者が異なるケースで滞納が発生した場合に，使用者も共同経営者であるという相手方からの主張を漫然と受け入れ，使用者に対してのみ督促・催促を行っているケースが存在した。

このケースでは，名義人には資力があると思われることから，市場事業部が，名義人に対して法的措置をとる等の適切な債権管理を行っていれば，早期に回収が実現していた可能性が高かった。

##### （理由）

債務者は，使用許可を受けた者である。店舗で責任者として営業活動を行っている者がいたとしても，この者に対して請求することはできない。

#### (12) その他（電気・水道の一括契約）

##### 意見 75・市場事業部

電力料徴収金及び水道料等徴収金は，市場事業部が一括契約するのではなく各使用者と供給業者が個別契約することが望ましい。

##### （事実）

使用者の電力料徴収金及び水道料等徴収金については，中国電力株式会社及び水道局に対して市場事業部が一括で支払い，市場

事業部が使用者から徴収している。

**(理由)**

水道料及び下水道使用料は、個別に使用者と水道局とで契約した方が、料金が安くなるメリットがある上、岡山市の中で水道局と市場事業部が二重で管理する必要性もない。また、電力料についても、個別に事業者と契約した方が岡山市の債権管理の負担がなくなる。さらに、ガスについては、都市ガス又はプロパンガス業者と各使用者が個別に契約して使用しており、電気及び水道のみ一括契約する必要性は乏しい。

メーターの設置状況は**市場事業部資料 3**の写真のとおりである。写真上部2つがガス（個別契約の個別メーター）であり、下部2つが水道（一括契約の個別メーター）であるが、水道のみ水道局指定の個別メーターが取り付けられないとは考え難い。

**市場事業部資料 3（平成 30 年 12 月 5 日包括外部監査人補助者撮影）**

